

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2019年6月20日提出
<b>【発行者名】</b>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 西 啓介
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	投資信託企画部 茶木 健
<b>【電話番号】</b>	03 - 5533 - 4608
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】</b>	DCニッセイバランスアクティブ
<b>【届出の対象とした募集内国投 資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額 上限1兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

DCニッセイバランスアクティブ

上記ファンドの愛称として「年年歳歳(確定拠出年金)」ということがあります。

(以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8)申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

### (7)【申込期間】

継続申込期間：2019年6月21日(金)～2019年12月20日(金)

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

### (9)【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、申込金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 1 2 ) 【その他】**

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

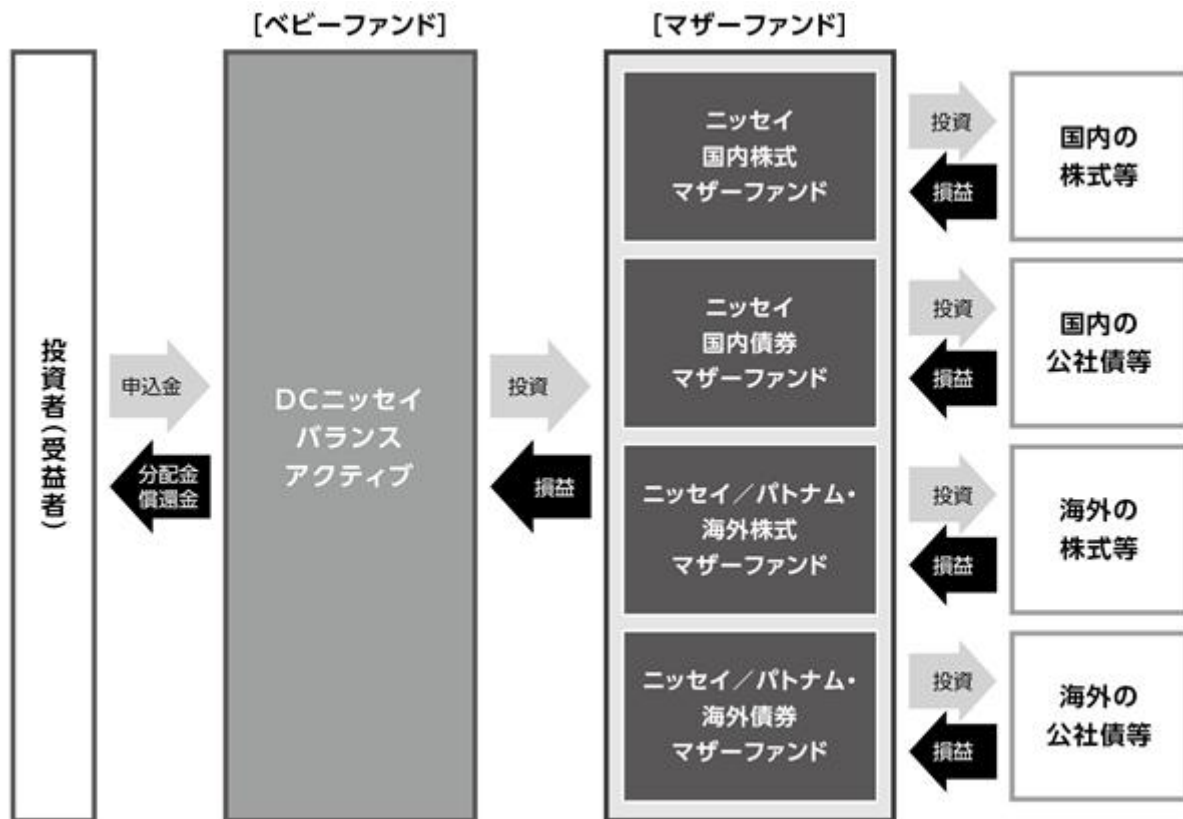
###### 基本方針

ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### ファンドの特色

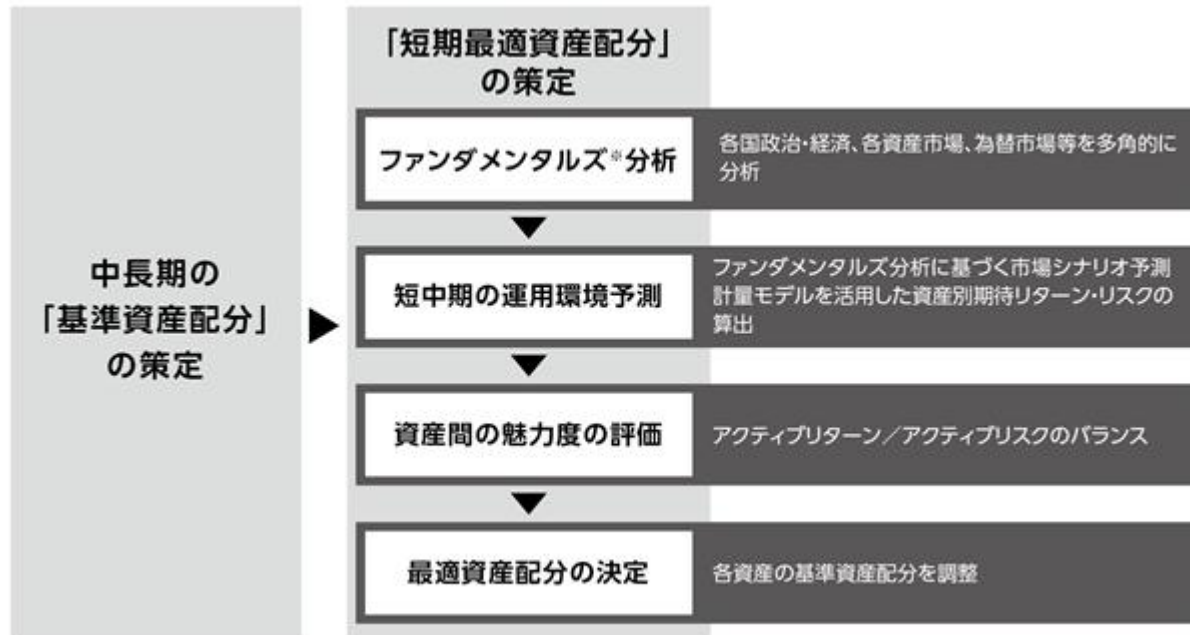
マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資を行います。

- ・ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

運用収益の追求と安定を図るため、中長期的な資産配分方針として「基準資産配分」を設定し、その「基準資産配分」を中心に市場環境の変化等に応じて配分比を機動的に変動させる「短期最適資産配分」戦略を行うことにより、資産配分によるリスクをコントロールしつつ付加価値の向上を図ります。



※ファンダメンタルズとは、経済活動の状況を示す基礎的な要因のことで、経済の基礎的要件と訳されます。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド(運用:ニッセイアセットマネジメント)

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・グロース投資(成長株投資)、バリュー投資(割安株投資)などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

ニッセイ国内債券マザーファンド(運用:ニッセイアセットマネジメント)

- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウェイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

- ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

投資適格債とは、債券格付(債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度)がBBB格相当以上の債券です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド(運用:ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー)

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
- ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター(業種等)・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド(運用:ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー)

- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
- ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社です。

パトナム・インベストメンツの概要

(2018年9月末現在)

パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。  
運用資産は約1,772億ドル(約20兆円)、投信残高は約831億ドル(約9兆円)の規模を誇ります。  
設定済み投信は60本以上、また約400万人の投資家を有しています。  
ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を175名有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

## ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示していません）。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ( )
	内 外	資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日 本		
公債	年2回	北 米	ファミリー ファンド	あ り ( )
社債	年4回	欧 州		
その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	ア ジ ア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	日 々	ア フ リ カ		
	その他 ( )	中 近 東 (中 東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマ ジ ン グ		

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・債券） 資産配分変更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

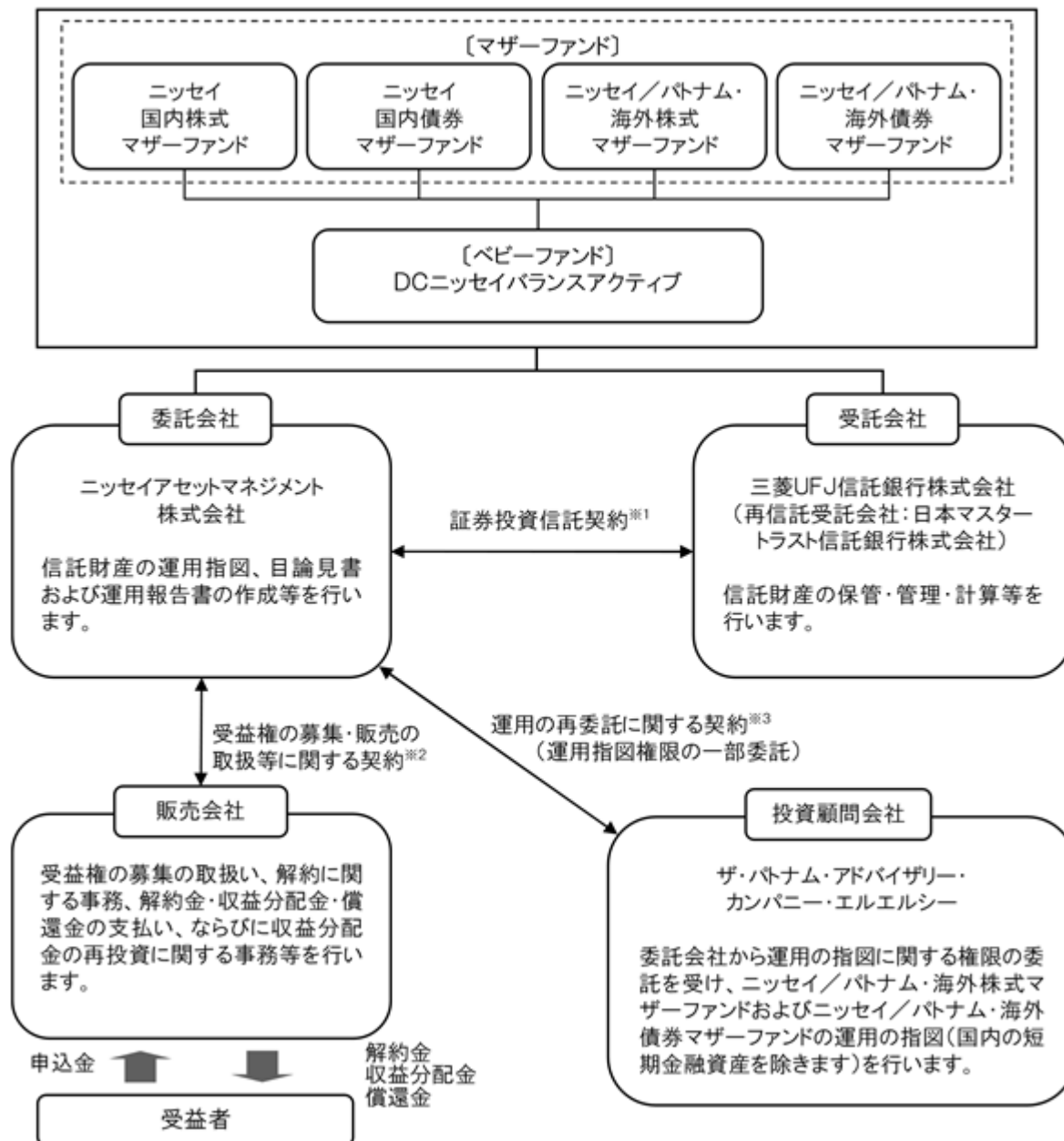
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、  
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## （２）【ファンドの沿革】

- 2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
 2011年12月21日 主要投資対象を「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」に変更



## (3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

## 委託会社の概況（2019年3月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西 啓介
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日

## 7. 沿革

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

## 8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (参考)マザーファンドの概要

## ニッセイ国内株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

## b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株価指数で、東証一部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - BPI 国債 をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

NOMURA - BPI 国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

### (3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## (2) 【投資対象】

## a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

- ニッセイ国内株式マザーファンド
- ニッセイ国内債券マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

## b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. から4. までのマザーファンドならびに次の5. から26. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

5. 株券または新株引受権証券

6. 国債証券

7. 地方債証券

8. 特別の法律により法人の発行する債券

9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

13. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

14. コマーシャル・ペーパー

15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5. から15. の証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

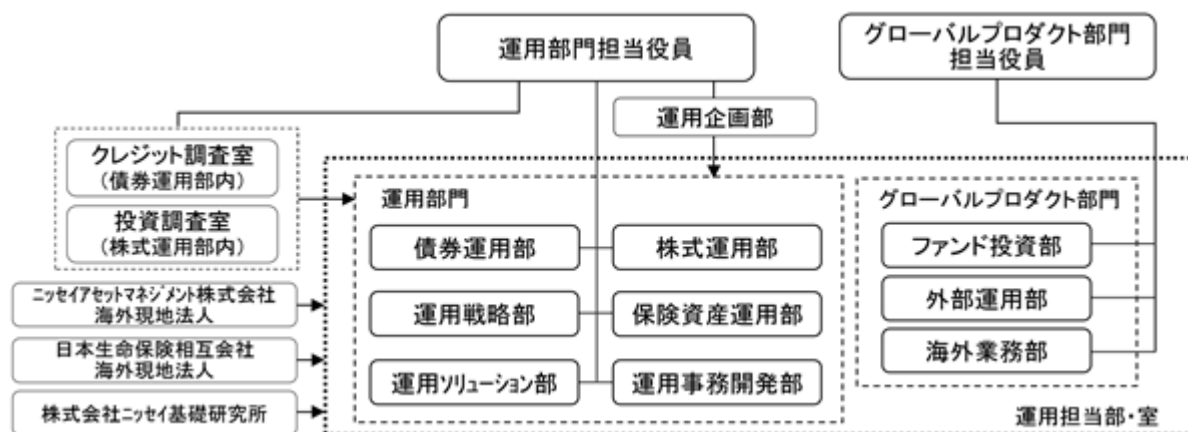
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

### （3）【運用体制】

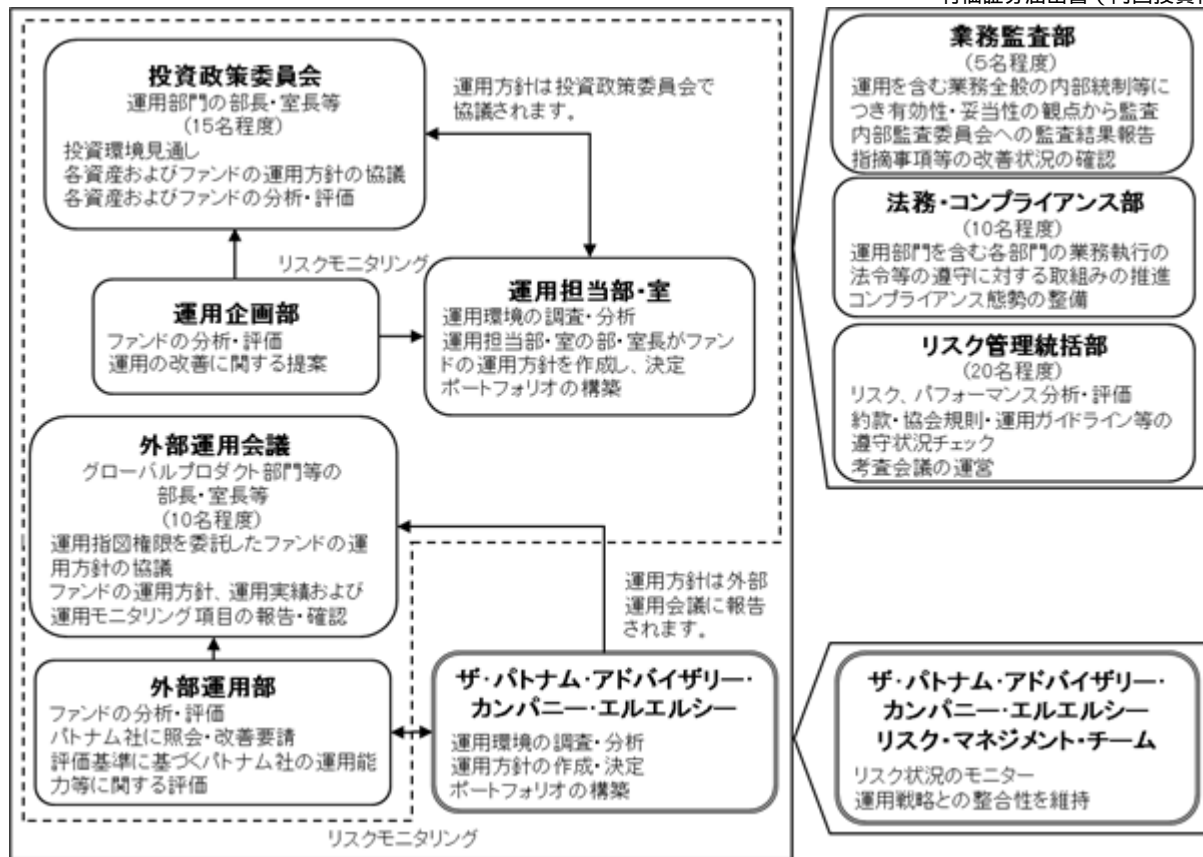
#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

#### 内部管理体制および意思決定を監督する組織





#### < 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲  
経費控除後の利息・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
2. 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用方針  
特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 分配時期

毎決算日とし、決算日は3・9月の各20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

##### 支払方法

##### < 分配金受取コースの場合 >

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

##### < 分配金再投資コースの場合 >

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### a 約款に定める主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### b 約款に定めるその他の投資制限

##### 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

##### 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

##### 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

##### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。  
金利先渡取引および為替先渡取引
  1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
  2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。有価証券の貸付けおよび範囲
  1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の . および . の範囲内で貸付けることができます。  
. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。  
. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
  3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。公社債の空売り
  1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
  2. 前記1. の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。公社債の借入れ
  1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
  2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
  4. 前記1. の借入れによる品借料は信託財産中から支払われます。外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

##### 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

##### 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

##### ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

##### ・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

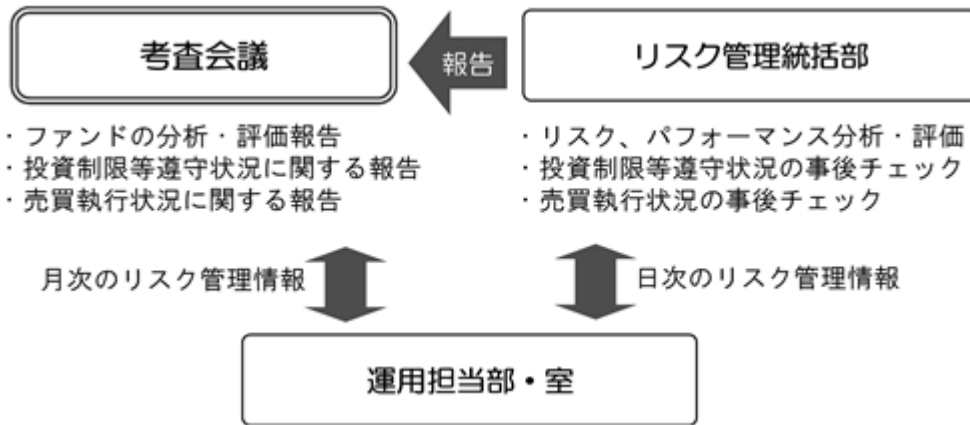
##### ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

##### ・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

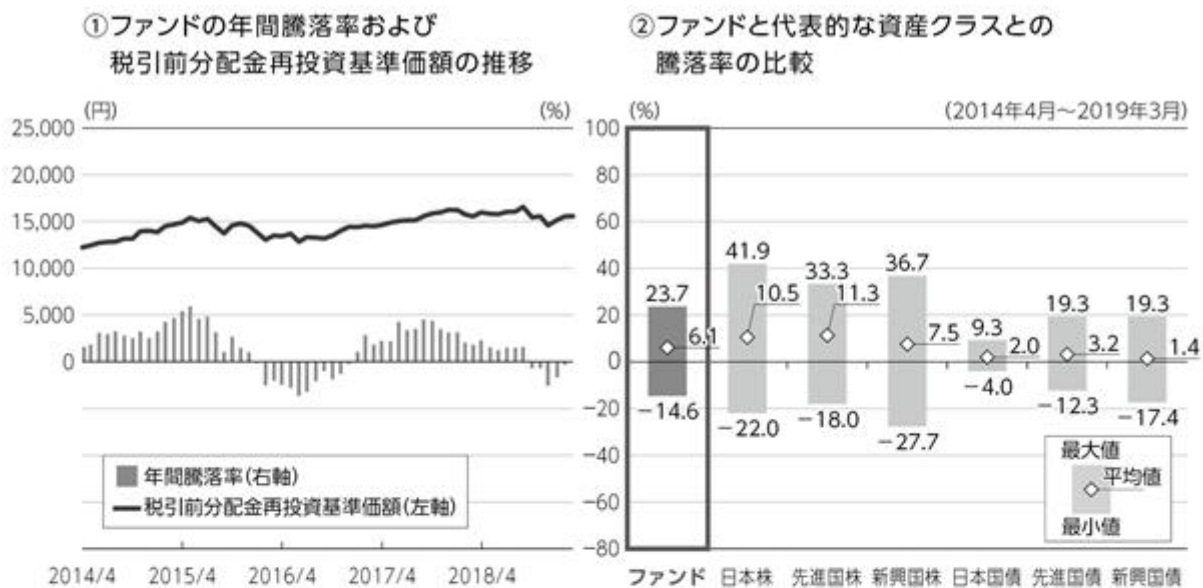
#### （2）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
  - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
  - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.404%（税抜1.3%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

消費税率が10%になった場合は、年1.43%となります。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.6%	0.6%	0.1%

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.46%をかけた額およびニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.36%をかけた額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00432% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00540% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00756% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.01080% （税抜0.010%）

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。



上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## 「DCニッセイバランスアクティブ」

(2019年3月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,047,118,344	96.84
内 日本	1,047,118,344	96.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	34,158,084	3.16
純資産総額	1,081,276,428	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

## 「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(2019年3月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	15,113,219,990	98.09
内 日本	15,113,219,990	98.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	294,134,926	1.91
純資産総額	15,407,354,916	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	254,720,000	1.65
内 日本	254,720,000	1.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

(参考情報)

## 「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(2019年3月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	18,122,468,954	96.35
内 日本	18,122,468,954	96.35
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	686,961,512	3.65
純資産総額	18,809,430,466	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	459,840,000	2.44
内 日本	459,840,000	2.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、債券先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

(参考情報)

「ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド」

(2019年3月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	30,602,832,219	96.78
内 アメリカ	19,804,012,497	62.63
内 イギリス	2,103,777,830	6.65
内 カナダ	1,800,963,168	5.70
内 アイルランド	1,216,501,810	3.85
内 オランダ	1,125,240,343	3.56
内 バミューダ	1,097,432,426	3.47
内 フランス	933,382,723	2.95
内 イギリス領パーズン 諸島	678,487,728	2.15
内 オーストラリア	472,426,005	1.49
内 ドイツ	405,191,962	1.28
内 イタリア	390,688,717	1.24
内 スイス	313,394,483	0.99
内 デンマーク	261,332,527	0.83
投資証券	251,334,014	0.79
内 アイルランド	251,334,014	0.79
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	768,362,645	2.43
純資産総額	31,622,528,878	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」

(2019年3月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	7,879,070,159	79.29
内 アメリカ	3,431,345,540	34.53
内 イタリア	1,152,081,345	11.59
内 フランス	823,796,388	8.29
内 イギリス	658,087,907	6.62
内 スペイン	520,484,095	5.24
内 ベルギー	246,245,254	2.48
内 オーストラリア	210,455,745	2.12
内 オランダ	180,505,238	1.82
内 ドイツ	162,376,176	1.63
内 メキシコ	89,076,840	0.90
内 南アフリカ	88,648,794	0.89
内 アイルランド	70,378,293	0.71
内 ポーランド	62,705,911	0.63
内 マレーシア	48,466,570	0.49
内 デンマーク	48,152,901	0.48
内 スウェーデン	39,578,733	0.40
内 カナダ	23,512,461	0.24
内 ノルウェー	23,171,968	0.23
地方債証券	158,548,940	1.60
内 カナダ	158,548,940	1.60
特殊債券	782,195,516	7.87
内 国際機関	283,332,551	2.85
内 ドイツ	264,217,541	2.66
内 ルクセンブルグ	68,100,788	0.69
内 オランダ	67,176,055	0.68
内 フランス	63,167,490	0.64
内 アメリカ	36,201,091	0.36
社債券	677,723,115	6.82
内 アメリカ	567,510,601	5.71
内 イギリス	55,492,780	0.56
内 オーストラリア	54,719,734	0.55
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	439,056,714	4.42
純資産総額	9,936,594,444	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## （２）【投資資産】

## 「DCニッセイバランスアクティブ」

## 【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年3月29日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は 額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	ニッセイ国内株式マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	330,273,415	1.1426 377,374,000	1.1334 374,331,888	- -	34.62%
2	ニッセイノパトナム・海外株式 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	133,565,643	2.3328 311,595,286	2.2966 306,746,855	- -	28.37%
3	ニッセイ国内債券マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	186,105,591	1.4591 271,546,669	1.4678 273,165,786	- -	25.26%
4	ニッセイノパトナム・海外債券 マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	33,763,702	2.7480 92,786,029	2.7507 92,873,815	- -	8.59%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	96.84
	小計		96.84
合計（対純資産総額比）			96.84

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

## 「ニッセイ国内株式マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄

（2019年3月29日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は 額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	106,600	4,046.98 431,408,095	4,521.00 481,938,600	- -	3.13%
2	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	94,600	4,501.81 425,871,276	4,703.00 444,903,800	- -	2.89%
3	三菱商事 日本	株式 卸売業	142,500	3,008.55 428,719,670	3,074.00 438,045,000	- -	2.84%
4	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	158,100	2,749.08 434,630,352	2,745.00 433,984,500	- -	2.82%
5	三井住友フィナンシャルグ ループ 日本	株式 銀行業	106,700	3,745.99 399,697,704	3,876.00 413,569,200	- -	2.68%
6	ヤマトホールディングス 日本	株式 陸運業	143,300	2,947.29 422,347,553	2,859.00 409,694,700	- -	2.66%
7	ラウンドワン 日本	株式 サービス業	292,300	1,106.90 323,549,710	1,401.00 409,512,300	- -	2.66%

8	トヨタ自動車	日本	株式 輸送用機器	58,800	6,611.87 388,778,139	6,487.00 381,435,600	- -	2.48%
9	S M C	日本	株式 機械	8,700	33,720.08 293,364,768	41,530.00 361,311,000	- -	2.35%
10	日立金属	日本	株式 鉄鋼	271,200	1,159.13 314,358,307	1,286.00 348,763,200	- -	2.26%
11	S U B A R U	日本	株式 輸送用機器	136,400	2,453.47 334,654,548	2,522.50 344,069,000	- -	2.23%
12	富士通ゼネラル	日本	株式 電気機器	215,900	1,399.86 302,230,698	1,566.00 338,099,400	- -	2.19%
13	パナソニック	日本	株式 電気機器	353,800	1,002.46 354,671,048	954.20 337,595,960	- -	2.19%
14	日本電産	日本	株式 電気機器	23,700	12,982.65 307,688,970	14,025.00 332,392,500	- -	2.16%
15	西日本旅客鉄道	日本	株式 陸運業	39,100	7,726.13 302,091,924	8,339.00 326,054,900	- -	2.12%
16	積水化学工業	日本	株式 化学	182,800	1,687.89 308,547,957	1,779.00 325,201,200	- -	2.11%
17	日立製作所	日本	株式 電気機器	89,600	3,054.03 273,641,347	3,585.00 321,216,000	- -	2.08%
18	日揮	日本	株式 建設業	196,200	1,550.00 304,110,000	1,471.00 288,610,200	- -	1.87%
19	参天製薬	日本	株式 医薬品	171,900	1,659.86 285,330,005	1,649.00 283,463,100	- -	1.84%
20	東京瓦斯	日本	株式 電気・ガス業	92,600	2,819.90 261,123,490	2,993.50 277,198,100	- -	1.80%
21	I H I	日本	株式 機械	103,900	3,190.31 331,473,589	2,659.00 276,270,100	- -	1.79%
22	ソニー	日本	株式 電気機器	58,100	5,417.01 314,728,698	4,645.00 269,874,500	- -	1.75%
23	日本M & A センター	日本	株式 サービス業	87,200	2,112.81 184,237,638	3,030.00 264,216,000	- -	1.71%
24	ミスミグループ本社	日本	株式 卸売業	94,700	2,353.63 222,888,911	2,752.00 260,614,400	- -	1.69%
25	エムスリー	日本	株式 サービス業	137,000	1,420.51 194,610,348	1,857.00 254,409,000	- -	1.65%
26	ダイセル	日本	株式 化学	210,700	1,134.30 238,998,656	1,202.00 253,261,400	- -	1.64%
27	朝日インテック	日本	株式 精密機器	46,600	4,709.66 219,470,468	5,200.00 242,320,000	- -	1.57%
28	三菱UFJリース	日本	株式 その他金融業	421,200	520.37 219,183,156	564.00 237,556,800	- -	1.54%
29	ケーズホールディングス	日本	株式 小売業	237,500	1,066.67 253,334,531	982.00 233,225,000	- -	1.51%
30	住友不動産	日本	株式 不動産業	49,200	4,133.40 203,363,720	4,586.00 225,631,200	- -	1.46%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	12.98
		医薬品	8.61
		輸送用機器	8.15
		化学	7.40
		銀行業	7.29
		サービス業	6.87
		情報・通信業	6.10
		機械	6.02
		陸運業	4.78
		卸売業	4.53
		精密機器	2.86
		食料品	2.82
		小売業	2.79
		繊維製品	2.54
		鉄鋼	2.26
		保険業	2.09
		建設業	1.87
		電気・ガス業	1.80
		その他金融業	1.54
		不動産業	1.46
		倉庫・運輸関連業	1.23
証券・商品先物取引業	0.95		
非鉄金属	0.67		
その他製品	0.46		
	小計		98.09
合計(対純資産総額比)			98.09

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX 先 物 3106月	買建	16	253,593,640	254,720,000	1.65%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄

(2019年3月29日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	第353回 利付国債(1 0年) 日本	国債証券	1,652,700,000	101.19 1,672,518,602	101.91 1,684,316,151	0.100000 2028/12/20	8.95%
2	第398回 利付国債(2 年) 日本	国債証券	1,142,000,000	100.54 1,148,186,662	100.54 1,148,246,740	0.100000 2021/3/1	6.10%
3	第323回 利付国債(1 0年) 日本	国債証券	1,027,800,000	103.65 1,065,345,534	103.56 1,064,430,792	0.900000 2022/6/20	5.66%

4	第138回 利付国債(5年) 日本	国債証券	893,600,000	101.25 904,814,680	101.45 906,584,008	0.100000 2023/12/20	4.82%
5	第393回 利付国債(2年) 日本	国債証券	738,600,000	100.46 742,015,173	100.42 741,709,506	0.100000 2020/10/1	3.94%
6	第352回 利付国債(10年) 日本	国債証券	577,900,000	101.16 584,640,800	102.00 589,510,011	0.100000 2028/9/20	3.13%
7	第167回 利付国債(20年) 日本	国債証券	510,000,000	103.04 525,515,107	103.14 526,049,700	0.500000 2038/12/20	2.80%
8	第60回 利付国債(30年) 日本	国債証券	443,900,000	105.96 470,377,441	110.84 492,032,077	0.900000 2048/9/20	2.62%
9	第394回 利付国債(2年) 日本	国債証券	446,700,000	100.46 448,754,820	100.44 448,687,815	0.100000 2020/11/1	2.39%
10	第141回 利付国債(20年) 日本	国債証券	349,900,000	119.92 419,623,862	122.06 427,115,932	1.700000 2032/12/20	2.27%
11	第140回 利付国債(20年) 日本	国債証券	336,800,000	119.74 403,284,320	121.83 410,336,912	1.700000 2032/9/20	2.18%
12	第162回 利付国債(20年) 日本	国債証券	366,800,000	103.84 380,915,920	105.62 387,414,160	0.600000 2037/9/20	2.06%
13	第58回 利付国債(30年) 日本	国債証券	342,600,000	102.68 351,808,472	108.13 370,477,362	0.800000 2048/3/20	1.97%
14	第123回 利付国債(5年) 日本	国債証券	359,600,000	100.26 360,561,274	100.26 360,561,274	0.100000 2020/3/20	1.92%
15	第395回 利付国債(2年) 日本	国債証券	342,500,000	100.46 344,099,418	100.46 344,102,900	0.100000 2020/12/1	1.83%
16	第166回 利付国債(20年) 日本	国債証券	310,000,000	105.43 326,833,000	107.06 331,895,300	0.700000 2038/9/20	1.76%
17	第11回 利付国債(40年) 日本	国債証券	284,000,000	104.30 296,228,847	107.84 306,291,160	0.800000 2058/3/20	1.63%
18	第127回 利付国債(20年) 日本	国債証券	245,600,000	121.11 297,453,528	122.66 301,262,784	1.900000 2031/3/20	1.60%
19	第388回 利付国債(2年) 日本	国債証券	293,700,000	100.37 294,789,627	100.31 294,622,218	0.100000 2020/5/15	1.57%
20	第99回 利付国債(20年) 日本	国債証券	231,600,000	119.26 276,227,004	119.88 277,644,396	2.100000 2027/12/20	1.48%
21	第118回 利付国債(20年) 日本	国債証券	214,800,000	121.38 260,739,276	122.78 263,735,736	2.000000 2030/6/20	1.40%
22	第320回 利付国債(10年) 日本	国債証券	249,000,000	103.44 257,580,540	103.25 257,102,460	1.000000 2021/12/20	1.37%
23	第390回 利付国債(2年) 日本	国債証券	248,200,000	100.40 249,205,210	100.35 249,068,700	0.100000 2020/7/1	1.32%



24	第137回 利付国債（5年） 日本	国債証券	214,000,000	101.22 216,625,780	101.37 216,944,640	0.100000 2023/9/20	1.15%
25	第147回 利付国債（20年） 日本	国債証券	176,500,000	118.91 209,881,445	121.49 214,440,440	1.600000 2033/12/20	1.14%
26	第397回 利付国債（2年） 日本	国債証券	208,400,000	100.48 209,410,004	100.52 209,494,100	0.100000 2021/2/1	1.11%
27	第392回 利付国債（2年） 日本	国債証券	203,400,000	100.45 204,315,300	100.39 204,209,532	0.100000 2020/9/1	1.09%
28	第42回 利付国債（30年） 日本	国債証券	157,000,000	124.38 195,289,160	129.80 203,792,280	1.700000 2044/3/20	1.08%
29	第61回 利付国債（30年） 日本	国債証券	190,800,000	103.92 198,296,680	105.31 200,933,388	0.700000 2048/12/20	1.07%
30	第54回 利付国債（30年） 日本	国債証券	178,800,000	102.35 183,016,104	108.29 193,622,520	0.800000 2047/3/20	1.03%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	国内	国債証券	96.35
	小計		96.35
合計（対純資産総額比）			96.35

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率
債券先物取引	大阪取引所	長国 先 3106月	買建	3	457,321,620	459,840,000	2.44%

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

（参考情報）

「ニッセイ / パトナム・海外株式マザーファンド」

#### 投資有価証券の主要銘柄

（2019年3月29日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は 額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	NRG ENERGY INC アメリカ	株式 公益事業	252,131	4,441.44 1,119,826,872	4,745.93 1,196,596,681	- -	3.78%
2	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア・娯楽	8,707	113,992.19 992,530,009	129,690.70 1,129,216,969	- -	3.57%
3	ASSURED GUARANTY LTD バミューダ	株式 保険	222,095	4,142.20 919,962,034	4,941.27 1,097,432,426	- -	3.47%
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	4,142	166,460.96 689,481,318	196,831.88 815,277,670	- -	2.58%

5	BECTON DICKINSON & CO アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	29,000	24,648.54 714,807,709	27,414.53 795,021,370	- -	2.51%
6	UNILEVER NV オランダ	株式 家庭用品・パーソ ナル用品	119,277	5,963.13 711,265,278	6,459.68 770,491,442	- -	2.44%
7	NOMAD FOODS LTD イギリス領バージン諸島	株式 食品・飲料・タバコ	294,747	1,884.26 555,381,712	2,301.93 678,487,728	- -	2.15%
8	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	153,400	3,770.18 578,345,990	4,208.74 645,620,838	- -	2.04%
9	CENOVUS ENERGY INC カナダ	株式 エネルギー	674,165	775.77 523,002,683	955.31 644,042,229	- -	2.04%
10	KINDER MORGAN INC アメリカ	株式 エネルギー	281,000	1,727.63 485,465,296	2,214.25 622,204,390	- -	1.97%
11	SERVICENOW INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	23,000	19,304.91 444,013,103	27,007.19 621,165,524	- -	1.96%
12	ADVANCE AUTO PARTS アメリカ	株式 小売	33,100	17,317.86 573,221,227	18,729.56 619,948,518	- -	1.96%
13	COMPASS GROUP PLC イギリス	株式 消費者サービス	239,241	2,420.46 579,074,601	2,566.87 614,100,760	- -	1.94%
14	UNION PACIFIC CORP アメリカ	株式 運輸	31,200	15,186.43 473,816,887	18,335.54 572,069,097	- -	1.81%
15	BALL CORP アメリカ	株式 素材	88,100	5,083.43 447,850,301	6,430.76 566,550,008	- -	1.79%
16	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	182,500	2,683.19 489,682,701	3,033.35 553,587,597	- -	1.75%
17	PERNOD-RICARD フランス	株式 食品・飲料・タバコ	27,473	18,135.93 498,248,569	19,929.59 547,525,900	- -	1.73%
18	SUNCOR ENERGY INC カナダ	株式 エネルギー	144,135	3,170.99 457,051,951	3,603.93 519,452,508	- -	1.64%
19	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	29,700	14,561.78 432,485,064	17,166.82 509,854,652	- -	1.61%
20	LENNAR CORP-CL A アメリカ	株式 耐久消費財・アパレ ル	90,824	4,538.48 412,203,361	5,522.86 501,608,454	- -	1.59%
21	FIRST DATA CORP- CLASS A アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	168,878	1,810.33 305,725,713	2,899.05 489,587,252	- -	1.55%
22	LIVE NATION INC アメリカ	株式 メディア・娯楽	67,600	5,667.97 383,155,362	7,092.26 479,436,843	- -	1.52%
23	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD カナダ	株式 保険	9,200	47,165.88 433,926,120	49,879.85 458,894,631	- -	1.45%
24	DANAHER CORP アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	31,500	11,166.37 351,740,677	14,410.94 453,944,660	- -	1.44%
25	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	33,600	11,524.25 387,215,113	12,978.06 436,062,839	- -	1.38%
26	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE アメリカ	株式 素材	9,100	42,208.20 384,094,631	47,861.10 435,536,080	- -	1.38%
27	ONEOK INC アメリカ	株式 エネルギー	55,200	6,193.95 341,906,055	7,700.48 425,066,838	- -	1.34%

28	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN アメリカ	株式 消費者サービス	45,229	7,747.19 350,397,932	9,235.47 417,711,429	- -	1.32%
29	GODADDY INC - CLASS A アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	48,200	6,900.18 332,589,034	8,336.45 401,817,318	- -	1.27%
30	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	13,400	24,924.97 333,994,627	29,249.19 391,939,208	- -	1.24%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	ソフトウェア・サービス	12.77
		エネルギー	11.00
		ヘルスケア機器・サービス	8.30
		食品・飲料・タバコ	7.07
		メディア・娯楽	7.06
		保険	7.06
		素材	6.06
		小売	5.76
		消費者サービス	4.26
		資本財	4.24
		公益事業	3.78
		銀行	3.77
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.88
		各種金融	2.62
		家庭用品・パーソナル用品	2.44
		半導体・半導体製造装置	1.92
		運輸	1.81
		耐久消費財・アパレル	1.59
自動車・自動車部品	1.24		
不動産	1.16		
	小計		96.78
投資証券	外国	投資証券	0.79
	小計		0.79
合計（対純資産総額比）			97.57

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式（外国）の業種はG I C S分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄

(2019年3月29日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	858,840,620	97.44 836,931,595	99.28 852,734,263	2.000000 2023/2/15	8.58%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	837,197,570	95.65 800,822,701	99.83 835,849,681	2.750000 2042/8/15	8.41%
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	591,909,670	96.03 568,416,775	98.55 583,350,656	2.000000 2025/2/15	5.87%
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	521,653,000	98.77 515,273,183	99.76 520,447,981	2.125000 2021/6/30	5.24%
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	443,960,000	98.10 435,549,039	99.32 440,941,072	2.000000 2022/11/30	4.44%
6	UK TSY 3 1/4% 2044 イギリス	国債証券	230,518,200	128.56 296,372,566	134.86 310,881,454	3.250000 2044/1/22	3.13%
7	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	204,278,400	130.55 266,687,493	132.41 270,487,072	6.500000 2027/11/1	2.72%
8	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	236,664,000	113.36 268,287,043	114.01 269,832,459	4.750000 2023/8/1	2.72%
9	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	209,260,800	119.25 249,547,689	122.90 257,183,615	2.750000 2027/10/25	2.59%
10	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	233,674,560	101.98 238,313,000	104.10 243,273,910	0.500000 2025/5/25	2.45%
11	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	217,980,000	100.49 219,063,360	100.66 219,427,387	0.700000 2020/5/1	2.21%
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	192,123,690	99.79 191,731,757	103.06 198,021,887	2.750000 2028/2/15	1.99%
13	EFSF 国際機関	特殊債券	169,401,600	108.97 184,600,311	108.98 184,629,109	2.250000 2022/9/5	1.86%
14	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	153,208,800	119.24 182,692,301	119.60 183,239,256	4.400000 2023/10/31	1.84%
15	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	174,384,000	99.85 174,131,143	100.05 174,485,142	0.050000 2019/10/15	1.76%
16	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	95,911,200	159.94 153,409,964	169.62 162,694,168	4.500000 2041/4/25	1.64%
17	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券	109,737,360	138.93 152,460,308	147.96 162,376,176	2.500000 2044/7/4	1.63%
18	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	116,214,480	134.59 156,421,203	138.00 160,381,793	5.150000 2028/10/31	1.61%
19	UK TSY 2 3/4% 2024 イギリス	国債証券	124,682,800	110.06 137,233,219	110.61 137,915,385	2.750000 2024/9/7	1.39%
20	KFW ドイツ	特殊債券	130,968,200	101.31 132,686,502	101.27 132,640,663	4.000000 2020/1/27	1.33%
21	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	107,121,600	120.42 129,004,400	121.47 130,130,248	4.750000 2044/9/1	1.31%
22	AUSTRALIAN GOVERNMENT オーストラリア	国債証券	101,445,600	114.57 116,232,310	116.26 117,945,726	5.500000 2023/4/21	1.19%
23	UK TSY 1.75% 2022 イギリス	国債証券	101,486,000	103.43 104,975,088	103.63 105,177,045	1.750000 2022/9/7	1.06%
24	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	90,928,800	110.45 100,439,043	109.78 99,826,183	3.250000 2021/10/25	1.00%

25	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	57,297,600	150.29 86,117,146	160.44 91,928,842	4.250000 2041/3/28	0.93%
26	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券	85,946,400	103.88 89,287,996	106.91 91,887,015	1.000000 2026/6/22	0.92%
27	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券	80,907,600	106.24 85,959,470	110.09 89,076,840	10.000000 2024/12/5	0.90%
28	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 南アフリカ	国債証券	88,920,000	98.24 87,359,454	99.69 88,648,794	7.750000 2023/2/28	0.89%
29	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	79,718,400	102.25 81,520,035	103.92 82,844,955	2.500000 2024/12/1	0.83%
30	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券	45,339,840	152.04 68,938,773	160.80 72,906,916	5.150000 2044/10/31	0.73%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	国債証券	79.29
		地方債証券	1.60
		特殊債券	7.87
		社債券	6.82
	小計	95.58	
合計(対純資産総額比)			95.58

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 「DCニッセイバランスアクティブ」

#### 【純資産の推移】

2019年3月29日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第16計算期間末 (2009年9月24日)	414,915,163	414,915,163	0.9269	0.9269
第17計算期間末 (2010年3月23日)	423,144,417	423,144,417	0.9327	0.9327
第18計算期間末 (2010年9月21日)	419,602,211	419,602,211	0.8907	0.8907
第19計算期間末 (2011年3月22日)	435,154,538	435,154,538	0.9034	0.9034
第20計算期間末 (2011年9月20日)	417,148,183	417,148,183	0.8297	0.8297
第21計算期間末 (2012年3月21日)	478,472,469	478,472,469	0.9218	0.9218
第22計算期間末 (2012年9月20日)	471,218,750	471,218,750	0.8811	0.8811
第23計算期間末 (2013年3月21日)	594,834,162	594,834,162	1.0955	1.0955
第24計算期間末 (2013年9月20日)	660,108,706	660,108,706	1.2013	1.2013

第25計算期間末 (2014年3月20日)	686,313,375	686,313,375	1.2187	1.2187
第26計算期間末 (2014年9月22日)	858,448,206	858,448,206	1.3214	1.3214
第27計算期間末 (2015年3月20日)	935,825,170	935,825,170	1.4772	1.4772
第28計算期間末 (2015年9月24日)	923,956,556	923,956,556	1.3922	1.3922
第29計算期間末 (2016年3月22日)	914,192,515	914,192,515	1.3468	1.3468
第30計算期間末 (2016年9月20日)	936,401,106	936,401,106	1.3117	1.3117
第31計算期間末 (2017年3月21日)	1,030,749,562	1,030,749,562	1.4660	1.4660
第32計算期間末 (2017年9月20日)	1,088,270,068	1,088,270,068	1.5448	1.5448
第33計算期間末 (2018年3月20日)	1,081,648,891	1,081,648,891	1.5545	1.5545
第34計算期間末 (2018年9月20日)	1,136,901,031	1,136,901,031	1.6349	1.6349
第35計算期間末 (2019年3月20日)	1,086,062,396	1,086,062,396	1.5674	1.5674
2018年3月末日	1,089,404,412	-	1.5555	-
4月末日	1,116,636,679	-	1.5978	-
5月末日	1,114,070,574	-	1.5824	-
6月末日	1,111,320,045	-	1.5791	-
7月末日	1,133,470,422	-	1.6041	-
8月末日	1,125,613,738	-	1.6066	-
9月末日	1,156,115,210	-	1.6577	-
10月末日	1,084,353,822	-	1.5443	-
11月末日	1,093,445,944	-	1.5555	-
12月末日	1,029,097,236	-	1.4594	-
2019年1月末日	1,053,603,084	-	1.5173	-
2月末日	1,072,956,195	-	1.5550	-
3月末日	1,081,276,428	-	1.5579	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000
第25計算期間	0.0000
第26計算期間	0.0000
第27計算期間	0.0000
第28計算期間	0.0000
第29計算期間	0.0000
第30計算期間	0.0000
第31計算期間	0.0000
第32計算期間	0.0000
第33計算期間	0.0000
第34計算期間	0.0000
第35計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第16計算期間	13.7
第17計算期間	0.6
第18計算期間	4.5
第19計算期間	1.4
第20計算期間	8.2
第21計算期間	11.1
第22計算期間	4.4
第23計算期間	24.3
第24計算期間	9.7
第25計算期間	1.4
第26計算期間	8.4
第27計算期間	11.8
第28計算期間	5.8
第29計算期間	3.3
第30計算期間	2.6
第31計算期間	11.8
第32計算期間	5.4
第33計算期間	0.6
第34計算期間	5.2
第35計算期間	4.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## （４）【設定及び解約の実績】

## 「DCニッセイバランスアクティブ」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第16計算期間	32,881,333	48,940,728	447,646,393
第17計算期間	31,178,618	25,143,607	453,681,404
第18計算期間	31,950,447	14,541,885	471,089,966
第19計算期間	25,333,224	14,746,306	481,676,884
第20計算期間	29,025,580	7,931,333	502,771,131
第21計算期間	27,934,708	11,623,296	519,082,543
第22計算期間	30,094,617	14,345,986	534,831,174
第23計算期間	35,238,781	27,090,812	542,979,143
第24計算期間	37,680,188	31,153,427	549,505,904
第25計算期間	36,080,857	22,433,393	563,153,368
第26計算期間	106,841,433	20,345,205	649,649,596
第27計算期間	34,671,310	50,794,652	633,526,254
第28計算期間	60,190,542	30,059,385	663,657,411
第29計算期間	31,192,171	16,053,185	678,796,397
第30計算期間	55,479,803	20,389,661	713,886,539
第31計算期間	35,319,541	46,090,522	703,115,558
第32計算期間	37,887,645	36,526,288	704,476,915
第33計算期間	31,073,478	39,737,651	695,812,742
第34計算期間	23,269,880	23,706,050	695,376,572
第35計算期間	27,830,778	30,282,830	692,924,520

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。



&lt; 参考情報 &gt;

## 3. 運用実績

2019年3月末現在

### ● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

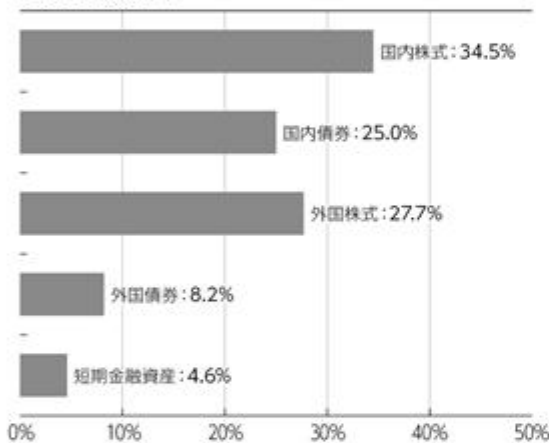
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	15,579円
純資産総額	10億円

### ● 分配の推移 1万口当り(税引前)

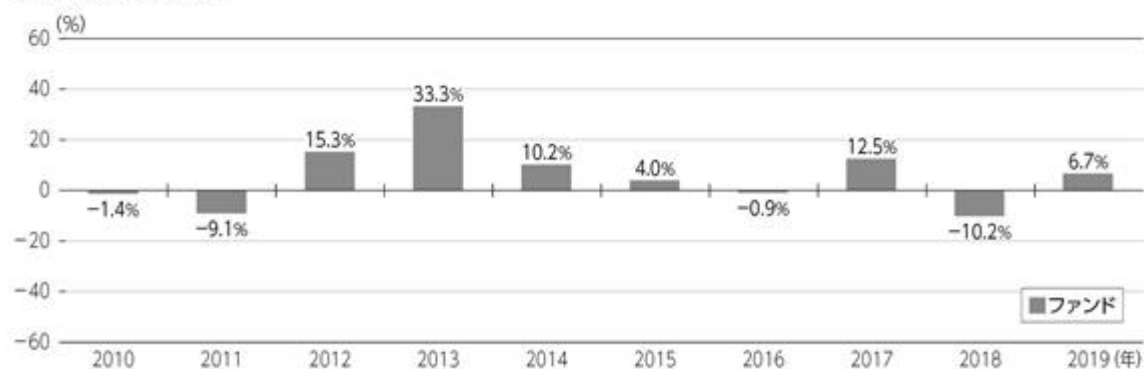
2017年 3月	0円
2017年 9月	0円
2018年 3月	0円
2018年 9月	0円
2019年 3月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

### ● 資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

### ● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2019年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

**!** ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2019年3月末現在

## 3.運用実績

## ●マザーファンドの状況

## 1. ニッセイ国内株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	武田薬品工業	3.2%
2	日本電信電話	2.9%
3	三菱商事	2.9%
4	日本たばこ産業	2.9%
5	三井住友フィナンシャルグループ	2.7%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 2. ニッセイ国内債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第353回 利付国債(10年)	2028/12/20	0.100%	9.1%
2	第398回 利付国債(2年)	2021/03/01	0.100%	6.2%
3	第323回 利付国債(10年)	2022/06/20	0.900%	5.7%
4	第138回 利付国債(5年)	2023/12/20	0.100%	4.9%
5	第393回 利付国債(2年)	2020/10/01	0.100%	4.0%

・比率は対組入債券評価額比です。

## 3. ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	NRGエナジー	アメリカ	公益事業	3.9%
2	アルファベット(C)	アメリカ	コミュニケーション・サービス	3.7%
3	アシュアード・ギャランティー	アメリカ	金融	3.6%
4	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	2.6%
5	ベクトン・ディッキンソン	アメリカ	ヘルスケア	2.6%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&amp;PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 4. ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2023/02/15	2.000%	8.6%
2	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	8.4%
3	アメリカ国債	アメリカ	2025/02/15	2.000%	5.9%
4	アメリカ国債	アメリカ	2021/06/30	2.125%	5.2%
5	アメリカ国債	アメリカ	2022/11/30	2.000%	4.4%

・比率は対純資産総額比です。

## 組入上位業種

	業種	比率
1	電気機器	13.2%
2	医薬品	8.8%
3	輸送用機器	8.3%
4	化学	7.5%
5	銀行業	7.4%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 組入債券種別

	種別	比率
	日本国債	100.0%
	その他	-

・比率は対組入債券評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	71.0%
2	イギリス	9.0%
3	カナダ	5.9%
4	フランス	3.0%
5	アイルランド	2.7%

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	40.6%
2	イタリア	11.6%
3	フランス	8.9%
4	イギリス	7.2%
5	スペイン	5.2%

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

#### 申込単位

1円以上1円単位とします。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

### 2【換金（解約）手続等】

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

#### 換金単位

1口単位とします。

#### 換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

#### 信託財産留保額

ありません。

## 支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

## その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等（新株予約権付社債は、証券取引所における計算日の最終相場）で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限です。

## (4) 【計算期間】

毎年3月21日から9月20日まで、9月21日から翌年3月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

## (5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

## 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

## 反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

## 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

## 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間（2018年9月21日から2019年3月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



## 1【財務諸表】

## 【DCニッセイバランスアクティブ】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第34期 (2018年9月20日現在)	第35期 (2019年3月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	1,539,622	1,419,697
コール・ローン	37,827,021	44,412,328
親投資信託受益証券	1,105,487,961	1,047,781,555
流動資産合計	1,144,854,604	1,093,613,580
資産合計	1,144,854,604	1,093,613,580
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,734	2,452
未払受託者報酬	607,035	576,294
未払委託者報酬	7,285,020	6,916,074
その他未払費用	58,784	56,364
流動負債合計	7,953,573	7,551,184
負債合計	7,953,573	7,551,184
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	695,376,572	692,924,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	441,524,459	393,137,876
純資産合計	1,136,901,031	1,086,062,396
負債純資産合計	1,144,854,604	1,093,613,580

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第34期 (自2018年3月21日 至2018年9月20日)	第35期 (自2018年9月21日 至2019年3月20日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	376	165
有価証券売買等損益	64,052,724	40,456,406
営業収益合計	64,053,100	40,456,241
<b>営業費用</b>		
支払利息	13,830	17,736
受託者報酬	607,035	576,294
委託者報酬	7,285,020	6,916,074
その他費用	62,230	61,618
営業費用合計	7,968,115	7,571,722
営業利益又は営業損失( )	56,084,985	48,027,963
経常利益又は経常損失( )	56,084,985	48,027,963
当期純利益又は当期純損失( )	56,084,985	48,027,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	883,973	3,540,165
期首剰余金又は期首欠損金( )	385,836,149	441,524,459
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,648,478	15,273,054
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,648,478	15,273,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,161,180	19,171,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,161,180	19,171,839
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	441,524,459	393,137,876

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第34期 ( 2018年9月20日現在 )	第35期 ( 2019年3月20日現在 )
1 . 受益権総口数	695,376,572口	692,924,520口
2 . 1口当たり純資産額 ( 1万口当たり純資産額 )	1.6349円 (16,349円)	1.5674円 (15,674円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第34期 ( 自2018年3月21日 至2018年9月20日 )	第35期 ( 自2018年9月21日 至2019年3月20日 )
1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用	903,069円	840,662円
2 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(55,194,289円)、収益調整金(342,454,551円)及び分配準備積立金(247,349,445円)より分配対象収益は644,998,285円(1口当たり0.927553円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(353,055,054円)及び分配準備積立金(289,668,689円)より分配対象収益は642,723,743円(1口当たり0.927552円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第34期 (自2018年3月21日 至2018年9月20日)	第35期 (自2018年9月21日 至2019年3月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第34期 (2018年9月20日現在)	第35期 (2019年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第34期 (2018年9月20日現在)	第35期 (2019年3月20日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	61,727,869	28,999,136
合計	61,727,869	28,999,136

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本額の変動

項目	第34期 (2018年9月20日現在)	第35期 (2019年3月20日現在)
期首元本額	695,812,742円	695,376,572円
期中追加設定元本額	23,269,880円	27,830,778円
期中一部解約元本額	23,706,050円	30,282,830円

## （４）【附属明細表】（2019年3月20日現在）

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式マザーファンド	316,220,900	361,314,000	
	ニッセイ国内債券マザーファンド	198,352,574	289,416,240	
	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド	130,423,630	304,265,286	
	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド	33,763,702	92,786,029	
親投資信託受益証券 合計		678,760,806	1,047,781,555	
合計		678,760,806	1,047,781,555	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイバランスアクティブ）は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

### 「ニッセイ国内株式マザーファンド」の状況

#### 貸借対照表

（単位：円）

	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,520,951	2,819,072
コール・ローン	258,489,645	88,188,893
株式	16,686,164,090	15,410,340,590
派生商品評価勘定	11,367,980	378,920
未収入金	471,847,899	122,476,520
未収配当金	3,052,629	22,639,750
差入委託証拠金	5,850,000	2,250,000
流動資産合計	17,447,293,194	15,649,093,745
資産合計	17,447,293,194	15,649,093,745
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	91,620
前受金	11,505,000	15,000
未払金	471,097,428	122,198,961
未払解約金	30,172,430	11,806,689
その他未払費用	429	80
流動負債合計	512,775,287	134,112,350
負債合計	512,775,287	134,112,350
純資産の部		
元本等		
元本	13,347,900,581	13,578,238,110
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,586,617,326	1,936,743,285
純資産合計	16,934,517,907	15,514,981,395
負債純資産合計	17,447,293,194	15,649,093,745

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
1. 受益権総口数	13,347,900,581口	13,578,238,110口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2687円 (12,687円)	1.1426円 (11,426円)



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 2018年3月21日 至 2018年9月20日）	（自 2018年9月21日 至 2019年3月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	95,985,844	823,651,997
合計	95,985,844	823,651,997

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 株式関連

種類	(2018年9月20日 現在)				(2019年3月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	218,660,000	-	230,035,000	11,375,000	79,510,000	-	79,800,000	290,000
合計	218,660,000	-	230,035,000	11,375,000	79,510,000	-	79,800,000	290,000

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,245,383,083円	13,347,900,581円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,223,564,816円	2,134,956,213円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	1,121,047,318円	1,904,618,684円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	221,876,572円	230,670,821円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	271,457,961円	311,856,564円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	166,912,917円	174,013,848円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	47,425,570円	45,099,644円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	585,806,833円	575,284,566円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,753,989,832円	1,785,835,963円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	825,535,195円	837,898,358円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	1,039,989,275円	1,077,777,113円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	4,109,118,842円	4,202,080,564円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	3,235,674,284円	3,268,970,320円
DCニッセイ国内株式アクティブ	520,347,948円	520,926,644円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	249,342,514円	231,602,805円
DCニッセイバランスアクティブ	320,422,838円	316,220,900円
計	13,347,900,581円	13,578,238,110円

附属明細表（2019年3月20日現在）

第1 有価証券明細表  
株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日揮	196,200	1,529.00	299,989,800	
日本M&Aセンター	87,200	3,070.00	267,704,000	
エムスリー	137,000	1,804.00	247,148,000	
日本たばこ産業	158,100	2,794.00	441,731,400	
セブン&アイ・ホールディングス	47,100	4,439.00	209,076,900	
東レ	304,300	734.50	223,508,350	
T S Iホールディングス	278,100	659.00	183,267,900	
カネカ	17,300	4,310.00	74,563,000	
協和発酵キリン	75,900	2,352.00	178,516,800	
J S R	73,900	1,757.00	129,842,300	
ダイセル	210,700	1,192.00	251,154,400	
積水化学工業	182,800	1,788.00	326,846,400	
日立化成	71,900	2,525.00	181,547,500	
メルカリ	22,100	3,120.00	68,952,000	
武田薬品工業	106,600	4,753.00	506,669,800	
日本新薬	23,200	7,490.00	173,768,000	
エーザイ	30,800	9,065.00	279,202,000	

参天製薬	171,900	1,640.00	281,916,000
ラウンドワン	292,300	1,456.00	425,588,800
エン・ジャパン	40,700	3,215.00	130,850,500
日立金属	271,200	1,315.00	356,628,000
U A C J	49,600	2,134.00	105,846,400
ユニプレス	91,900	1,739.00	159,814,100
S M C	8,700	39,490.00	343,563,000
栗田工業	78,200	2,755.00	215,441,000
T H K	25,100	2,729.00	68,497,900
日立製作所	89,600	3,610.00	323,456,000
マブチモーター	21,900	3,895.00	85,300,500
日本電産	23,700	13,420.00	318,054,000
日東工業	14,400	2,235.00	32,184,000
パナソニック	353,800	950.80	336,393,040
富士通ゼネラル	215,900	1,469.00	317,157,100
ソニー	58,100	4,951.00	287,653,100
デンソー	45,500	4,478.00	203,749,000
日本シイエムケイ	244,100	646.00	157,688,600
ローム	18,400	6,890.00	126,776,000
I H I	103,900	2,707.00	281,257,300
トヨタ自動車	58,800	6,721.00	395,194,800
日野自動車	187,600	955.00	179,158,000
S U B A R U	136,400	2,712.00	369,916,800
トプコン	151,300	1,442.00	218,174,600
朝日インテック	46,600	5,100.00	237,660,000
M T G	30,700	2,268.00	69,627,600
ニフコ	66,300	2,828.00	187,496,400
三菱商事	142,500	3,222.00	459,135,000
ケーズホールディングス	237,500	1,013.00	240,587,500
新生銀行	120,900	1,608.00	194,407,200
三菱UFJフィナンシャル・グループ	375,100	573.30	215,044,830
三井住友トラスト・ホールディングス	38,200	4,196.00	160,287,200
三井住友フィナンシャルグループ	106,700	4,042.00	431,281,400
ふくおかフィナンシャルグループ	65,800	2,557.00	168,250,600
三菱UFJリース	421,200	567.00	238,820,400
野村ホールディングス	367,300	409.90	150,556,270
S O M P Oホールディングス	52,500	4,046.00	212,415,000
T & Dホールディングス	92,400	1,183.00	109,309,200
住友不動産	49,200	4,680.00	230,256,000
西日本旅客鉄道	39,100	8,369.00	327,227,900
ヤマトホールディングス	143,300	2,924.00	419,009,200
三菱倉庫	61,300	2,986.00	183,041,800
日本電信電話	94,600	4,778.00	451,998,800
K D D I	37,300	2,483.00	92,615,900
東京瓦斯	92,600	3,074.00	284,652,400
スクウェア・エニックス・ホールディングス	45,800	3,705.00	169,689,000
ミスミグループ本社	94,700	2,707.00	256,352,900
ソフトバンクグループ	14,300	10,970.00	156,871,000
合計	7,612,100		15,410,340,590

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「ニッセイ国内債券マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	25,036,688	21,165,287
コール・ローン	615,127,352	662,112,687
国債証券	18,583,376,560	18,022,733,171
派生商品評価勘定	-	868,380
未収入金	396,448,756	864,694,952
未収利息	11,673,128	13,691,327
前払金	420,000	-
前払費用	3,631,921	2,318,224
差入委託証拠金	1,170,000	1,170,000
流動資産合計	19,636,884,405	19,588,754,028
<b>資産合計</b>	<b>19,636,884,405</b>	<b>19,588,754,028</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	361,620	-
前受金	-	1,110,000
未払金	396,708,057	864,331,472
未払解約金	33,090,649	12,659,967
その他未払費用	892	690
流動負債合計	430,161,218	878,102,129
<b>負債合計</b>	<b>430,161,218</b>	<b>878,102,129</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	13,432,154,006	12,823,117,297
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	5,774,569,181	5,887,534,602
純資産合計	19,206,723,187	18,710,651,899
<b>負債純資産合計</b>	<b>19,636,884,405</b>	<b>19,588,754,028</b>

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
1. 受益権総口数	13,432,154,006口	12,823,117,297口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4299円 (14,299円)	1.4591円 (14,591円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 2018年3月21日 至 2018年9月20日）	（自 2018年9月21日 至 2019年3月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、市場金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左



## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	98,129,473	134,948,846
合計	98,129,473	134,948,846

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 債券関連

種類	(2018年9月20日 現在)				(2019年3月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	450,900,000	-	450,540,000	360,000	457,320,000	-	458,190,000	870,000
合計	450,900,000	-	450,540,000	360,000	457,320,000	-	458,190,000	870,000

## (注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,156,305,156円	13,432,154,006円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,368,008,404円	1,722,073,928円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	1,092,159,554円	2,331,110,637円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	520,666,686円	503,882,395円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	271,649,606円	290,057,529円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	52,454,186円	51,095,406円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	47,542,235円	42,094,054円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,374,678,695円	1,256,836,831円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,758,757,494円	1,664,793,060円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	259,736,985円	246,197,324円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	2,440,014,144円	2,353,549,401円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	4,115,910,924円	3,912,530,056円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,017,805,983円	960,273,402円
DCニッセイ国内債券アクティブ	1,273,852,022円	1,246,173,755円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	112,377,474円	97,281,510円
DCニッセイバランスアクティブ	186,707,572円	198,352,574円
計	13,432,154,006円	12,823,117,297円

## 附属明細表（2019年3月20日現在）

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額 （円）	備考
国債証券	第383回 利付国債（2年）	95,000,000	95,200,216	
	第386回 利付国債（2年）	161,000,000	161,417,665	
	第387回 利付国債（2年）	43,200,000	43,324,416	
	第388回 利付国債（2年）	293,700,000	294,610,470	
	第390回 利付国債（2年）	248,200,000	249,056,290	
	第391回 利付国債（2年）	24,500,000	24,590,160	
	第392回 利付国債（2年）	203,400,000	204,181,056	
	第393回 利付国債（2年）	738,600,000	741,598,716	
	第394回 利付国債（2年）	446,700,000	448,611,876	
	第395回 利付国債（2年）	342,500,000	344,041,250	
	第397回 利付国債（2年）	265,600,000	266,914,720	
	第398回 利付国債（2年）	501,500,000	504,087,740	
	第119回 利付国債（5年）	26,500,000	26,516,339	
	第120回 利付国債（5年）	63,700,000	63,799,565	

第123回	利付国債(5年)	359,600,000	360,585,304
第128回	利付国債(5年)	32,900,000	33,096,413
第137回	利付国債(5年)	214,000,000	216,666,440
第138回	利付国債(5年)	893,600,000	905,145,312
第1回	利付国債(40年)	7,900,000	11,775,503
第7回	利付国債(40年)	2,100,000	2,816,961
第8回	利付国債(40年)	3,400,000	4,249,184
第9回	利付国債(40年)	106,500,000	98,266,485
第10回	利付国債(40年)	58,600,000	63,743,322
第11回	利付国債(40年)	176,200,000	185,575,602
第320回	利付国債(10年)	249,000,000	257,005,350
第323回	利付国債(10年)	1,027,800,000	1,063,701,054
第337回	利付国債(10年)	800,000	821,824
第339回	利付国債(10年)	45,700,000	47,344,286
第344回	利付国債(10年)	172,600,000	175,938,084
第346回	利付国債(10年)	52,500,000	53,540,025
第347回	利付国債(10年)	84,600,000	86,257,314
第350回	利付国債(10年)	20,600,000	20,954,732
第352回	利付国債(10年)	577,900,000	586,452,920
第353回	利付国債(10年)	1,652,700,000	1,675,341,990
第27回	利付国債(30年)	40,200,000	55,748,556
第28回	利付国債(30年)	67,500,000	93,932,325
第29回	利付国債(30年)	103,600,000	142,755,620
第30回	利付国債(30年)	9,600,000	13,098,144
第34回	利付国債(30年)	84,600,000	115,618,590
第37回	利付国債(30年)	1,900,000	2,501,407
第39回	利付国債(30年)	141,300,000	186,907,401
第40回	利付国債(30年)	8,600,000	11,186,536
第42回	利付国債(30年)	157,000,000	201,091,880
第54回	利付国債(30年)	178,800,000	190,801,056
第55回	利付国債(30年)	33,500,000	35,722,055
第56回	利付国債(30年)	157,600,000	167,927,528
第57回	利付国債(30年)	13,600,000	14,479,920
第58回	利付国債(30年)	342,600,000	364,471,584
第60回	利付国債(30年)	443,900,000	483,944,219
第61回	利付国債(30年)	685,000,000	708,550,300
第84回	利付国債(20年)	10,100,000	11,588,134
第92回	利付国債(20年)	51,300,000	60,300,585
第99回	利付国債(20年)	231,600,000	276,565,140
第102回	利付国債(20年)	49,600,000	60,973,280
第105回	利付国債(20年)	71,500,000	86,171,085
第107回	利付国債(20年)	15,300,000	18,504,126
第109回	利付国債(20年)	70,900,000	84,574,483
第110回	利付国債(20年)	79,400,000	96,305,054
第112回	利付国債(20年)	37,800,000	46,004,112
第113回	利付国債(20年)	24,200,000	29,550,862
第114回	利付国債(20年)	6,500,000	7,962,760
第116回	利付国債(20年)	66,600,000	82,572,678
第117回	利付国債(20年)	1,500,000	1,843,275
第118回	利付国債(20年)	214,800,000	262,376,052
第123回	利付国債(20年)	40,300,000	49,978,045
第127回	利付国債(20年)	245,600,000	299,592,704
第132回	利付国債(20年)	57,200,000	68,806,452
第133回	利付国債(20年)	26,800,000	32,575,668
第134回	利付国債(20年)	800,000	974,456
第136回	利付国債(20年)	400,000	476,964
第137回	利付国債(20年)	143,000,000	172,685,370
第138回	利付国債(20年)	69,100,000	81,640,268
第139回	利付国債(20年)	95,500,000	114,077,615
第140回	利付国債(20年)	336,800,000	407,484,216

第141回	利付国債(20年)	349,900,000	424,096,295	
第143回	利付国債(20年)	45,000,000	54,017,550	
第144回	利付国債(20年)	96,100,000	114,038,026	
第145回	利付国債(20年)	117,400,000	142,781,880	
第146回	利付国債(20年)	47,400,000	57,743,154	
第147回	利付国債(20年)	176,500,000	212,811,345	
第149回	利付国債(20年)	132,000,000	157,505,040	
第151回	利付国債(20年)	120,100,000	138,118,603	
第152回	利付国債(20年)	58,800,000	67,650,576	
第153回	利付国債(20年)	160,400,000	187,132,264	
第155回	利付国債(20年)	47,700,000	53,364,852	
第158回	利付国債(20年)	109,500,000	113,140,875	
第162回	利付国債(20年)	366,800,000	383,731,488	
第163回	利付国債(20年)	104,800,000	109,505,520	
第166回	利付国債(20年)	522,000,000	552,824,100	
第167回	利付国債(20年)	641,800,000	654,738,688	
第17回	物価連動国債(10年)	130,500,000	139,983,826	
国債証券 合計		16,835,700,000	18,022,733,171	
合計		16,835,700,000	18,022,733,171	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	720,791,626	771,771,852
金銭信託	7,585,279	5,183,095
コール・ローン	186,363,028	162,142,525
株式	31,546,120,841	30,802,380,829
投資証券	289,412,508	262,520,316
派生商品評価勘定	43,086,040	33,660,988
未収入金	432,015,466	67,029,676
未収配当金	26,555,551	50,727,013
流動資産合計	33,251,930,339	32,155,416,294
資産合計	33,251,930,339	32,155,416,294
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	50,634,131	44,766,484
未払金	380,176,783	-
未払解約金	44,804,121	34,025,484
その他未払費用	370	234
流動負債合計	475,615,405	78,792,202
負債合計	475,615,405	78,792,202
純資産の部		
元本等		
元本	13,620,281,635	13,749,571,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	19,156,033,299	18,327,052,664
純資産合計	32,776,314,934	32,076,624,092
負債純資産合計	33,251,930,339	32,155,416,294

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
1. 受益権総口数	13,620,281,635口	13,749,571,428口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4064円 (24,064円)	2.3329円 (23,329円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 2018年3月21日 至 2018年9月20日）	（自 2018年9月21日 至 2019年3月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,689,435,857	4,018,096,577
投資証券	11,195,879	9,905,395
合計	2,678,239,978	4,028,001,972

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 通貨関連

種類	(2018年9月20日 現在)			(2019年3月20日 現在)				
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	4,082,693,084	-	4,131,599,963	48,906,879	3,874,681,325	-	3,892,364,043	17,682,718
アメリカ・ドル	2,548,739,392	-	2,559,686,638	10,947,246	2,463,804,861	-	2,468,096,629	4,291,768
イギリス・ポンド	236,594,330	-	243,584,580	6,990,250	652,549,836	-	651,093,744	1,456,092
オーストラリア・ドル	252,549,359	-	253,845,177	1,295,818	97,953,426	-	97,217,417	736,009
カナダ・ドル	1,013,950,428	-	1,043,046,798	29,096,370	613,372,784	-	628,797,394	15,424,610
デンマーク・クローネ	-	-	-	-	3,522,027	-	3,522,027	-
ユーロ	30,859,575	-	31,436,770	577,195	43,478,391	-	43,636,832	158,441
買 建	4,082,693,084	-	4,124,051,872	41,358,788	3,874,681,325	-	3,881,258,547	6,577,222



アメリカ・ドル	1,533,953,692	-	1,548,964,649	15,010,957	1,410,876,464	-	1,414,551,220	3,674,756
イスラエル・シケル	73,803,636	-	75,985,452	2,181,816	72,461,428	-	74,990,751	2,529,323
オーストラリア・ドル	225,715,829	-	227,446,770	1,730,941	339,735,004	-	343,281,530	3,546,526
カナダ・ドル	195,928,543	-	200,392,086	4,463,543	-	-	-	-
シンガポール・ドル	140,146,537	-	139,282,843	863,694	137,865,412	-	140,014,746	2,149,334
スイス・フラン	1,044,278,376	-	1,056,502,256	12,223,880	756,038,720	-	749,071,180	6,967,540
スウェーデン・クローナ	97,307,341	-	100,184,224	2,876,883	293,522,179	-	291,939,288	1,582,891
デンマーク・クローネ	193,011,567	-	195,187,520	2,175,953	-	-	-	-
ノルウェー・クローネ	54,750,678	-	56,739,360	1,988,682	86,070,115	-	85,605,797	464,318
ユーロ	82,671,225	-	82,247,516	423,709	347,765,141	-	344,082,816	3,682,325
香港・ドル	441,125,660	-	441,119,196	6,464	430,346,862	-	437,721,219	7,374,357
合計	8,165,386,168	-	8,255,651,835	7,548,091	7,749,362,650	-	7,773,622,590	11,105,496

## (注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	13,732,995,197円	13,620,281,635円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	1,264,999,610円	1,714,423,988円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	1,377,713,172円	1,585,134,195円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	56,586,246円	57,956,122円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	92,318,013円	104,512,153円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	62,994,810円	64,917,319円
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	16,127,496円	15,108,122円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	149,410,979円	144,559,954円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	596,342,521円	598,210,459円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	311,948,282円	312,790,190円
DCニッセイノパトナム・グローバル・コア株式	9,122,045,591円	9,245,735,023円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（債券重視型）	265,249,659円	270,790,533円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（標準型）	1,397,327,349円	1,407,708,156円
DCニッセイノパトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,222,338,213円	1,220,012,318円
ニッセイノパトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	94,473,366円	86,522,579円
ニッセイノパトナム・グローバル・コア株式SA（適格機関投資家限定）	5,586,544円	4,334,133円
ニッセイノパトナム・バランスアップオープン	90,533,446円	85,990,737円
DCニッセイバランスアクティブ	136,999,120円	130,423,630円
計	13,620,281,635円	13,749,571,428円

附属明細表（2019年3月20日現在）

第1 有価証券明細表  
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ACCENTURE PLC	12,400	166.20	2,060,880.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	56,600	46.42	2,627,372.00	
	ADOBE INC	13,400	260.42	3,489,628.00	
	ADVANCE AUTO PARTS	33,100	163.42	5,409,202.00	
	ALPHABET INC-CL C	8,707	1,198.85	10,438,386.95	
	AMAZON.COM INC	4,142	1,761.85	7,297,582.70	
	ASSURED GUARANTY LTD	222,095	44.93	9,978,728.35	
	BALL CORP	88,100	58.06	5,115,086.00	
	BANK OF AMERICA CORP	182,500	29.65	5,411,125.00	
	BECTON DICKINSON & CO	29,000	247.57	7,179,530.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	153,400	38.17	5,855,278.00	
	CHENIERE ENERGY INC	52,860	68.85	3,639,411.00	

CIGNA CORP	17,400	172.78	3,006,372.00		
COCA-COLA CO	75,700	45.56	3,448,892.00		
CONOCOPHILLIPS	48,100	67.35	3,239,535.00		
DANAHER CORP	31,500	129.86	4,090,590.00		
DXC TECHNOLOGY CO	51,200	66.39	3,399,168.00		
E*TRADE FINANCIAL	54,800	49.18	2,695,064.00		
FIRST DATA CORP- CLASS A	168,878	25.12	4,242,215.36		
GODADDY INC - CLASS A	48,200	75.93	3,659,826.00		
HERSHEY CO/THE	28,900	109.33	3,159,637.00		
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	45,229	85.70	3,876,125.30		
ICU MEDICAL INC	10,051	239.89	2,411,134.39		
INSTRUCTURE INC	40,500	45.01	1,822,905.00		
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	93,500	36.37	3,400,595.00		
KENNEDY-WILSON HOLDINGS INC	155,339	21.12	3,280,759.68		
KINDER MORGAN INC	281,000	20.05	5,634,050.00		
L3 TECHNOLOGIES INC	16,400	209.74	3,439,736.00		
LENNAR CORP-CL A	90,824	46.59	4,231,490.16		
LIVE NATION INC	67,600	62.64	4,234,464.00		
LOWE'S COS INC	32,200	103.45	3,331,090.00		
MICROSOFT CORP	33,600	117.65	3,953,040.00		
NOMAD FOODS LTD	294,747	20.80	6,130,737.60		
NRG ENERGY INC	252,131	41.93	10,571,852.83		
NXP SEMICONDUCTORS NV	37,200	92.82	3,452,904.00		
ONEOK INC	55,200	68.31	3,770,712.00		
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	20,100	138.21	2,778,021.00		
RADIAN GROUP INC	156,080	20.60	3,215,248.00		
REALPAGE INC	55,500	62.61	3,474,855.00		
SERVICENOW INC	23,000	241.96	5,565,080.00		
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	9,100	430.27	3,915,457.00		
SUMMIT MATERIALS INC - CL A	199,567	17.55	3,502,400.85		
TEXAS INSTRUMENTS INC	21,600	110.02	2,376,432.00		
UNION PACIFIC CORP	31,200	160.75	5,015,400.00		
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	18,300	181.76	3,326,208.00		
VISA INC-CLASS A SHARES	29,700	154.59	4,591,323.00		
アメリカ・ドル 小計	3,450,650		200,745,530.17 (22,413,238,443)		
イギリス・ポンド	ASHTREAD GROUP PLC	99,339	19.62	1,949,527.87	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	71,927	23.36	1,680,214.72	
	ASTRAZENECA PLC	30,873	63.68	1,965,992.64	
	COMPASS GROUP PLC	239,241	17.40	4,162,793.40	
	PRUDENTIAL PLC	165,976	16.26	2,699,599.64	
	YELLOW CAKE PLC	983,795	2.26	2,225,344.29	
イギリス・ポンド 小計	1,591,151		14,683,472.56 (2,172,860,269)		
オーストラリア・ドル	CHALLENGER LTD	300,890	7.93	2,386,057.70	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	318,475	12.53	3,990,491.75	

オーストラリア・ドル 小計		619,365		6,376,549.45 (502,854,689)	
カナダ・ドル	CENOVUS ENERGY INC	674,165	11.81	7,961,888.65	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	9,200	600.00	5,520,000.00	
	SEVEN GENERATIONS ENERGY - A	219,600	10.29	2,259,684.00	
	SUNCOR ENERGY INC	144,135	45.74	6,592,734.90	
カナダ・ドル 小計		1,047,100		22,334,307.55 (1,869,604,885)	
スイス・フラン	SIG COMBIBLOC GROUP	271,280	11.00	2,984,080.00	
スイス・フラン 小計		271,280		2,984,080.00 (333,262,054)	
デンマーク・ク ローネ	NOVOZYMES A/S	50,329	311.80	15,692,582.20	
デンマーク・クローネ 小計		50,329		15,692,582.20 (266,460,045)	
ユーロ	BANK OF IRELAND GROUP PLC	416,043	5.79	2,408,888.97	
	BAYER AG	35,469	69.70	2,472,189.30	
	COMPUGROUP MEDICAL SE	23,684	54.10	1,281,304.40	
	DALATA HOTEL GROUP LTD	439,793	5.87	2,581,584.91	
	EURAZEO	46,478	69.05	3,209,305.90	
	PERNOD-RICARD	27,473	157.05	4,314,634.65	
	PIRELLI & C SPA	550,272	6.03	3,320,341.24	
	UNILEVER NV	119,277	50.44	6,016,331.88	
ユーロ 小計		1,658,489		25,604,581.25 (3,244,100,444)	
合計		8,688,364		30,802,380,829 (30,802,380,829)	

## 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額又は口数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	HIBERNIA REIT PLC-W/I	1,505,802.00	2,071,983.55	
	ユーロ 小計		1,505,802.00	2,071,983.55 (262,520,316)	
投資証券 合計				262,520,316 (262,520,316)	
合計				262,520,316 (262,520,316)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 46銘柄	69.87%	-%	72.15%
イギリス・ポンド	株式 6銘柄	6.77%	-%	6.99%
オーストラリア・ドル	株式 2銘柄	1.57%	-%	1.62%
カナダ・ドル	株式 4銘柄	5.83%	-%	6.02%
スイス・フラン	株式 1銘柄	1.04%	-%	1.07%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	0.83%	-%	0.86%
ユーロ	株式 8銘柄 投資証券 1銘柄	10.11% -%	-% 0.82%	11.29%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	298,186,139	372,190,679
金銭信託	618,046	1,074,883
コール・ローン	15,184,800	33,625,514
国債証券	8,262,091,589	7,871,159,190
地方債証券	161,059,901	159,484,986
特殊債券	813,234,031	791,132,129
社債券	706,092,076	675,319,557
派生商品評価勘定	34,972,604	20,864,327
未収入金	67,027,815	-
未収利息	76,329,941	62,247,252
前払費用	3,045,729	2,009,510
流動資産合計	10,437,842,671	9,989,108,027
資産合計	10,437,842,671	9,989,108,027
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,769,348	23,851,076
未払金	23,411,144	-
未払解約金	18,161,412	11,303,636
その他未払費用	62	49
流動負債合計	83,341,966	35,154,761
負債合計	83,341,966	35,154,761
純資産の部		
元本等		
元本	3,823,448,349	3,622,091,523
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,531,052,356	6,331,861,743
純資産合計	10,354,500,705	9,953,953,266
負債純資産合計	10,437,842,671	9,989,108,027

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準  外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
1. 受益権総口数	3,823,448,349口	3,622,091,523口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.7082円 (27,082円)	2.7481円 (27,481円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 2018年3月21日 至 2018年9月20日）	（自 2018年9月21日 至 2019年3月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左



## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	(2018年9月20日現在)	(2019年3月20日現在)
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	246,671,239	87,411,723
地方債証券	4,878,920	2,492,088
特殊債券	15,478,218	3,376,192
社債券	38,784,628	2,165,268
合計	305,813,005	95,445,271

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## デリバティブ取引

## 通貨関連

種類	(2018年9月20日 現在)			(2019年3月20日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引							
為替予約取引							
売 建	2,977,208,623	-	3,010,136,887	32,928,264			
アメリカ・ドル	1,492,800,462	-	1,501,564,204	8,763,742			
イギリス・ポンド	86,230,261	-	88,479,816	2,249,555	-	-	-
オーストラリア・ドル	506,954,838	-	514,851,228	7,896,390			
カナダ・ドル	245,806,420	-	252,542,016	6,735,596			
スウェーデン・クローナ	8,881,634	-	9,231,362	349,728			
				2,936,962,734	-	2,949,494,373	12,531,639
				1,554,665,259	-	1,563,211,063	8,545,804
				286,187,598	-	285,429,160	758,438
				111,397,080	-	114,198,405	2,801,325
				5,677,728	-	5,701,248	23,520

ニュー ジーラン ド・ドル	48,504,815	-	48,104,109	400,706	198,279,303	-	199,850,612	1,571,309
ノー ウェー・ クローネ	-	-	-	-	66,610,742	-	67,082,349	471,607
ポーラン ド・ズロ チ	-	-	-	-	5,764,332	-	5,752,596	11,736
メキシ コ・ペソ	10,595,760	-	11,239,074	643,314	12,308,736	-	12,701,568	392,832
ユーロ	538,939,697	-	547,774,232	8,834,535	659,771,982	-	659,362,176	409,806
南アフリ カ・ラン ド	38,494,736	-	36,350,846	2,143,890	36,299,974	-	36,205,196	94,778
買 建	2,879,808,623	-	2,905,940,143	26,131,520	2,936,962,734	-	2,946,507,624	9,544,890
アメリ カ・ドル	1,484,408,161	-	1,497,291,552	12,883,391	1,382,297,475	-	1,387,793,463	5,495,988
イギリ ス・ボン ド	23,226,067	-	23,062,482	163,585	202,680,214	-	201,655,496	1,024,718
オースト ラリア・ ドル	569,633,024	-	566,577,354	3,055,670	678,156,154	-	679,881,430	1,725,276
カナダ・ ドル	347,865,557	-	355,493,172	7,627,615	-	-	-	-
シンガ ポール・ ドル	39,999,523	-	39,753,014	246,509	39,348,462	-	39,961,908	613,446
デンマー ク・ク ローネ	93,980	-	95,040	1,060	4,510,804	-	4,461,574	49,230
ニュー ジーラン ド・ドル	-	-	-	-	320,032,579	-	324,488,710	4,456,131
ノー ウェー・ クローネ	279,007,570	-	287,330,816	8,323,246	309,937,046	-	308,265,043	1,672,003
ポーラン ド・ズロ チ	2,637,660	-	2,682,645	44,985	-	-	-	-
メキシ コ・ペソ	5,824,330	-	5,833,080	8,750	-	-	-	-
ユーロ	127,112,751	-	127,820,988	708,237	-	-	-	-
合計	5,857,017,246	-	5,916,077,030	6,796,744	5,873,925,468	-	5,896,001,997	2,986,749

## (注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（2018年9月20日現在）	（2019年3月20日現在）
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	3,921,124,771円	3,823,448,349円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	241,808,950円	267,689,383円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	339,485,372円	469,046,209円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	50,194,790円	48,641,680円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	40,936,097円	43,864,124円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	18,629,677円	18,167,884円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	7,153,635円	6,341,343円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	132,547,380円	121,326,226円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	264,507,774円	251,074,110円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	92,237,296円	87,538,418円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	235,302,107円	227,277,984円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）	619,753,779円	590,843,625円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	361,432,189円	341,436,733円
DCニッセイ/パトナム・グローバル債券	1,295,453,872円	1,278,735,988円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	29,929,967円	25,942,391円
ニッセイ/パトナム・グローバル債券SA（適格機関投資家限定）	637,588,356円	547,137,315円
DCニッセイバランスアクティブ	37,781,430円	33,763,702円
計	3,823,448,349円	3,622,091,523円

附属明細表（2019年3月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 2 2022/11/30	4,000,000.00	3,939,200.00	
		US TREASURY N/B 2 2023/02/15	7,738,000.00	7,613,727.72	
		US TREASURY N/B 2 2025/02/15	5,333,000.00	5,189,222.32	
		US TREASURY N/B 2.125 2021/06/30	4,700,000.00	4,665,267.00	
		US TREASURY N/B 2.75 2028/02/15	1,731,000.00	1,752,637.50	
		US TREASURY N/B 2.75 2042/08/15	7,543,000.00	7,239,469.68	
	アメリカ・ドル 小計		31,045,000.00	30,399,524.22 (3,394,106,879)	
イギリス・ポンド		TSY 4 1/2% 2034 4.5 2034/09/07	200,000.00	283,100.00	
		TSY 4% 2060 4 2060/01/22	240,000.00	414,758.40	
		UK TSY 1.75% 2022 1.75 2022/09/07	700,000.00	722,862.00	
		UK TSY 2 3/4% 2024 2.75 2024/09/07	860,000.00	944,065.00	
		UK TSY 3 1/4% 2044 3.25 2044/01/22	1,590,000.00	2,089,673.40	
	イギリス・ポンド 小計		3,590,000.00	4,454,458.80 (659,170,813)	
オーストラリア・ドル		AUSTRALIAN GOVERNMENT 2.25 2028/05/21	670,000.00	689,108.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.75 2037/04/21	380,000.00	462,072.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.5 2023/04/21	1,290,000.00	1,493,639.40	
	オーストラリア・ドル 小計		2,340,000.00	2,644,820.20 (208,570,521)	
カナダ・ドル		CANADIAN GOVERNMENT 3.5 2045/12/01	212,000.00	276,153.32	
	カナダ・ドル 小計		212,000.00	276,153.32 (23,116,794)	
スウェーデン・クローナ		SWEDISH GOVERNMENT 3.5 2022/06/01	2,320,000.00	2,602,019.20	
		SWEDISH GOVERNMENT 3.5 2039/03/30	470,000.00	684,461.00	
	スウェーデン・クローナ 小計		2,790,000.00	3,286,480.20 (39,832,140)	
デンマーク・クローネ		KINGDOM OF DENMARK 1.75 2025/11/15	1,390,000.00	1,571,798.10	
		KINGDOM OF DENMARK 4.5 2039/11/15	710,000.00	1,257,970.90	
	デンマーク・クローネ 小計		2,100,000.00	2,829,769.00 (48,049,478)	
ノルウェー・クローネ		NORWEGIAN GOVERNMENT 3 2024/03/14	1,670,000.00	1,802,581.30	
	ノルウェー・クローネ 小計		1,670,000.00	1,802,581.30 (23,577,763)	
ポーランド・ズロチ		POLAND GOVERNMENT BOND 2.5 2023/01/25	2,120,000.00	2,159,813.60	
	ポーランド・ズロチ 小計		2,120,000.00	2,159,813.60 (63,822,492)	

マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT 3.899 2027/11/16	1,760,000.00	1,762,358.40	
マレーシア・リンギット 小計		1,760,000.00	1,762,358.40 (48,253,373)	
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT 10 2024/12/05	14,120,000.00	15,450,951.20	
メキシコ・ペソ 小計		14,120,000.00	15,450,951.20 (90,697,084)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM 1 2026/06/22	690,000.00	732,083.10	
	BELGIUM KINGDOM 4.25 2022/09/28	430,000.00	500,438.30	
	BELGIUM KINGDOM 4.25 2041/03/28	460,000.00	720,567.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 0.75 2021/07/30	100,000.00	102,314.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 2.9 2046/10/31	120,000.00	135,411.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.2 2037/01/31	110,000.00	150,066.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.4 2023/10/31	1,230,000.00	1,469,235.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 4.65 2025/07/30	350,000.00	440,555.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15 2028/10/31	933,000.00	1,279,796.10	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO 5.15 2044/10/31	364,000.00	573,955.20	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5 2044/07/04	881,000.00	1,252,350.31	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 0.05 2019/10/15	1,400,000.00	1,401,120.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 0.7 2020/05/01	1,750,000.00	1,762,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 2.5 2024/12/01	640,000.00	666,355.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 3.25 2046/09/01	40,000.00	38,670.80	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2023/08/01	1,900,000.00	2,172,289.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75 2044/09/01	860,000.00	1,035,130.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES 6.5 2027/11/01	1,640,000.00	2,174,689.20	
	FRANCE (GOVT OF) 0.5 2025/05/25	1,876,000.00	1,939,239.96	
	FRANCE (GOVT OF) 2.75 2027/10/25	1,680,000.00	2,042,040.00	
	FRANCE (GOVT OF) 3.25 2021/10/25	730,000.00	800,532.60	
	FRANCE (GOVT OF) 4 2055/04/25	280,000.00	469,896.00	
	FRANCE (GOVT OF) 4.5 2041/04/25	770,000.00	1,270,992.80	
	IRISH TSY 2% 2045 2 2045/02/18	90,000.00	99,616.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT 0.5 2026/07/15	550,000.00	571,164.00		

		NETHERLANDS GOVERNMENT 2.25 2022/07/15	410,000.00	446,887.70	
		NETHERLANDS GOVERNMENT 3.75 2042/01/15	250,000.00	410,115.00	
		TREASURY 5.4% 2025 5.4 2025/03/13	350,000.00	459,581.50	
	ユーロ 小計		20,884,000.00	25,117,693.17 (3,182,411,725)	
	南アフリカ・ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.75 2023/02/28	11,700,000.00	11,645,010.00	
	南アフリカ・ランド 小計		11,700,000.00	11,645,010.00 (89,550,127)	
国債証券 合計				7,871,159,190 (7,871,159,190)	
地方債証券	カナダ・ドル	BRITISH COLUMBIA PROV OF 2.7 2022/12/18	396,000.00	406,157.40	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 2.9 2046/12/02	170,000.00	170,880.60	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 3.15 2022/06/02	489,000.00	506,618.67	
		ONTARIO (PROVINCE OF) 6.5 2029/03/08	311,000.00	419,122.26	
		PROVINCE OF QUEBEC 3.5 2022/12/01	382,000.00	402,429.36	
	カナダ・ドル 小計		1,748,000.00	1,905,208.29 (159,484,986)	
地方債証券 合計				159,484,986 (159,484,986)	
特殊債券	アメリカ・ドル	FHLMC GOLD A20871 6.5 2034/04/01	21,011.58	23,295.11	
		FHLMC GOLD G08008 6.5 2034/07/01	7,012.10	7,808.60	
		FNMA 545477 7 2032/03/01	8,173.87	9,424.39	
		FNMA 555571 6.5 2033/03/01	2,899.93	3,237.33	
		FNMA 602285 6.5 2031/08/01	1,826.65	2,020.14	
		FNMA 609480 7 2031/10/01	1,344.01	1,398.91	
		FNMA 797553 5 2020/04/01	421.52	429.77	
		FNMA 813915 4.5 2020/11/01	1,512.49	1,538.11	
		FNW 2003-W1 2A 5.8837 2042/12/01	247,299.44	266,274.72	
		FNW 2003-W3 1A1 6.5 2042/08/01	3,519.31	3,954.01	
		GNMA 781542 6 2033/01/01	6,964.74	7,825.30	
		KFW 4 2020/01/27	1,180,000.00	1,193,605.40	
		アメリカ・ドル 小計		1,481,985.64	1,520,811.79 (169,798,636)
	ユーロ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN 0.25 2024/06/07	530,000.00	536,672.70	
CAISSE D'AMORT DETTE SOC 0.125 2022/11/25		500,000.00	505,520.00		
EFSF 2.25 2022/09/05		1,360,000.00	1,479,816.00		
EFSF 2.75 2029/12/03		440,000.00	539,673.20		

		EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.125 2024/01/15	465,000.00	515,805.90	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 4.125 2024/04/15	225,000.00	273,865.50	
		KFW 2.125 2023/08/15	473,000.00	520,962.20	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK 0.375 2024/01/22	520,000.00	531,658.40	
	ユーロ 小計		4,513,000.00	4,903,973.90 (621,333,493)	
特殊債券 合計				791,132,129 (791,132,129)	
社債券	アメリカ・ドル	APPLE INC 3.45 2024/05/06	330,000.00	338,774.70	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.3 2043/05/15	95,000.00	97,362.65	
		BP CAPITAL MARKETS PLC 3.279 2027/09/19	500,000.00	492,150.00	
		CGCMT 2014-GC19 XA 1.16446 2047/03/01	1,626,531.76	78,398.83	
		CGCMT 2014-GC21 AS 4.026 2047/05/01	302,000.00	308,121.54	
		COMM 2013-CR13 AM 4.449 2046/11/01	165,000.00	173,396.85	
		COMM 2013-LC13 XA 1.16132 2046/08/01	1,289,674.29	49,420.31	
		COMM 2014-CR17 C 4.76223 2047/05/01	144,000.00	147,987.36	
		COMM 2015-LC21 XA 0.77159 2048/07/01	4,530,034.45	147,996.21	
		COMMONWEALTH BANK AUST 3.15 2027/09/19	500,000.00	484,905.00	
		GLAXOSMITHKLINE CAP INC 3.375 2023/05/15	250,000.00	254,342.50	
		GSMS 2013-GC10 XA 1.51642 2046/02/01	2,751,992.69	134,104.59	
		JPMBB 2013-C12 XA 0.5115 2045/07/01	9,032,552.84	155,359.90	
		JPMBB 2013-C15 B 4.9267 2045/11/01	150,000.00	158,715.00	
		JPMBB 2013-C17 XA 0.77219 2047/01/01	1,627,045.23	48,811.35	
		JPMBB 2015-C33 XA 0.99139 2048/12/01	1,953,240.53	97,544.83	
		JPMCC 2012-C6 D 5.15675 2045/05/01	269,000.00	268,340.95	
		JPMCC 2012-LC9 XA 1.51893 2047/12/01	1,105,571.04	45,063.07	
		JPMCC 2013-C16 XA 0.94483 2046/12/01	4,249,595.59	154,685.26	
		JPMCC 2013-LC11 XA 1.26918 2046/04/01	1,503,969.70	64,851.17	
		MET LIFE GLOB FUNDING I 3 2027/09/19	510,000.00	490,538.40	
		MSBAM 2012-C5 AS 3.792 2045/08/01	184,000.00	186,844.64	
		MSBAM 2012-C6 B 3.93 2045/11/01	139,000.00	140,947.39	
		MSBAM 2014-C17 XA 1.18916 2047/08/01	1,340,770.55	46,699.03	

	ROCHE HOLDINGS INC 4 2044/11/28	250,000.00	258,870.00	
	UBSBB 2013-C6 XA 1.12811 2046/04/01	3,774,255.45	141,647.80	
	UBSCM 2017-C7 XA 1.06782 2050/12/01	1,294,403.84	88,252.45	
	WFCM 2013-LC12 AS 4.28666 2046/07/01	115,000.00	120,199.15	
	WFCM 2016-LC25 XA 1.01196 2059/12/01	1,492,048.00	78,213.15	
	WFRBS 2013-C11 AS 3.311 2045/03/01	83,000.00	83,043.16	
	WFRBS 2013-C18 AS 4.387 2046/12/01	466,000.00	487,179.70	
	WFRBS 2013-UBS1 AS 4.306 2046/03/01	215,000.00	225,773.65	
	アメリカ・ドル 小計	42,238,685.96	6,048,540.59 (675,319,557)	
社債券 合計			675,319,557 (675,319,557)	
合計			9,497,095,862 (9,497,095,862)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 6銘柄 特殊債券 12銘柄 社債券 32銘柄	34.10% 1.71% 6.78%	44.64%
イギリス・ポンド	国債証券 5銘柄	6.62%	6.94%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	2.10%	2.20%
カナダ・ドル	国債証券 1銘柄 地方債証券 5銘柄	0.23% 1.60%	1.92%
スウェーデン・クローナ	国債証券 2銘柄	0.40%	0.42%
デンマーク・クローネ	国債証券 2銘柄	0.48%	0.51%
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.24%	0.25%
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.64%	0.67%
マレーシア・リングギット	国債証券 1銘柄	0.48%	0.51%
メキシコ・ペソ	国債証券 1銘柄	0.91%	0.95%
ユーロ	国債証券 28銘柄 特殊債券 8銘柄	31.97% 6.24%	40.05%
南アフリカ・ランド	国債証券 1銘柄	0.90%	0.94%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。



## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

「DCニッセイバランスアクティブ」

(2019年3月29日現在)

資産総額	1,081,734,581円
負債総額	458,153円
純資産総額( - )	1,081,276,428円
発行済数量	694,040,461口
1口当たり純資産額( / )	1.5579円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2019年3月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年3月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	392	58,882
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	99	23,330
単位型公社債投資信託	2	84
合計	493	82,297

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第24期事業年度に係る中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		20,957,403		19,824,114
有価証券		6,499,770		7,102,076
前払費用		511,014		421,985
未収委託者報酬		3,687,850		4,433,940
未収運用受託報酬		1,656,206		1,806,719
未収投資助言報酬		91,351		101,471
繰延税金資産		327,435		437,736
その他		11,984		323,490
流動資産合計		33,743,017		34,451,536
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	1	71,578	1	82,291
車両	1	0	1	4,900
器具備品	1	92,090	1	94,283
有形固定資産合計		163,668		181,475
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		765,393		889,998
ソフトウェア仮勘定		166,377		44,035
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		939,784		942,047
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		29,600,256		34,455,496
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		171,056		14,723
差入保証金		285,884		299,871
繰延税金資産		280,043		340,843
その他		10,177		14,474
投資その他の資産合計		30,413,641		35,191,632
固定資産合計		31,517,095		36,315,155
資産合計		65,260,112		70,766,691

## 負債の部

## 流動負債

預り金	34,889	70,706
未払収益分配金	2,498	3,465
未払償還金	27,718	-
未払手数料	1,269,371	1,700,145
未払運用委託報酬	659,099	703,881
未払投資助言報酬	566,198	771,152
その他未払金	356,756	437,257
未払費用	104,560	109,199
未払法人税等	1,272,113	2,548,634
賞与引当金	746,320	864,699
その他	217,295	377,984
流動負債合計	5,256,823	7,587,128

## 固定負債

退職給付引当金	1,519,642	1,682,532
役員退職慰労引当金	15,750	18,200
固定負債合計	1,535,392	1,700,732

## 負債合計

負債合計	6,792,216	9,287,861
------	-----------	-----------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	38,693,404	41,733,107
利益剰余金合計	39,373,211	42,412,914
株主資本合計	57,655,051	60,694,754

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	812,844	779,438
繰延ヘッジ損益	-	4,637
評価・換算差額等合計	812,844	784,076

## 純資産合計

純資産合計	58,467,896	61,478,830
-------	------------	------------

## 負債・純資産合計

負債・純資産合計	65,260,112	70,766,691
----------	------------	------------

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	24,865,689	26,937,202
運用受託報酬	9,257,111	11,497,098
投資助言報酬	511,448	493,070
営業収益計	34,634,249	38,927,371
営業費用		
支払手数料	11,232,556	12,354,679
広告宣伝費	25,920	31,453
公告費	-	260
調査費	5,110,928	5,782,852
支払運用委託報酬	1,719,103	1,754,925
支払投資助言報酬	2,287,929	2,906,672
委託調査費	85,290	82,637
調査費	1,018,604	1,038,617
委託計算費	204,532	216,637
営業雑経費	776,544	794,505
通信費	49,069	45,726
印刷費	191,262	179,345
協会費	26,975	32,226
その他営業雑経費	509,237	537,207
営業費用計	17,350,482	19,180,389
一般管理費		
役員報酬	80,235	83,616
給料・手当	3,191,860	3,439,572
賞与引当金繰入額	745,410	864,584
賞与	244,745	248,146
福利厚生費	611,979	662,791
退職給付費用	241,990	330,209
役員退職慰労引当金繰入額	7,350	2,450
役員退職慰労金	630	-
その他人件費	128,730	148,712
不動産賃借料	623,115	630,692
その他不動産経費	25,985	26,725
交際費	28,549	26,650
旅費交通費	146,828	152,875
固定資産減価償却費	378,339	396,898
租税公課	280,494	332,001
業務委託費	206,740	223,322
器具備品費	245,657	282,137
保険料	56,210	54,193
寄付金	-	162
諸経費	163,433	175,371
一般管理費計	7,408,286	8,081,115
営業利益	9,875,480	11,665,865



営業外収益			
受取利息		170	165
有価証券利息		50,483	33,950
受取配当金		138,431	176,877
為替差益		15,249	-
時効成立償還金		91,045	27,718
その他営業外収益		10,670	13,552
営業外収益計		306,050	252,264
営業外費用			
為替差損		-	15,293
控除対象外消費税		14,608	13,239
雑損失		-	27,789
その他営業外費用		96	657
営業外費用計		14,704	56,980
経常利益		10,166,826	11,861,150
特別利益			
投資有価証券売却益		624,481	201,537
投資有価証券償還益		195,321	31,108
固定資産売却益		-	169
特別利益計		819,803	232,815
特別損失			
投資有価証券売却損		2,615	107
投資有価証券償還損		16,134	15,469
投資有価証券評価損		129,060	-
固定資産除却損	2	1,787	5,271
事故損失賠償金	3	6,119	-
特別損失計		155,717	20,848
税引前当期純利益		10,830,912	12,073,117
法人税、住民税及び事業税		3,013,428	3,912,569
法人税等調整額		274,628	157,154
法人税等合計		3,288,057	3,755,414
当期純利益		7,542,855	8,317,703

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		配当準備 積立金	その他利益剰余金				
						研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,277,901	31,957,708	50,239,548
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	8,207	8,207	8,207
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,286,108	31,965,915	50,247,755
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	135,560	135,560	135,560
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	7,542,855	7,542,855	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	7,407,295	7,407,295	7,407,295
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,549,407
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	8,207
遡及処理後当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,557,614
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	135,560
当期純利益	-	-	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	497,014	497,014	497,014
当期変動額合計	497,014	497,014	6,910,281
当期末残高	812,844	812,844	58,467,896

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,278,000	5,278,000	5,278,000
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,317,703	8,317,703	8,317,703
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,039,703	3,039,703	3,039,703
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	812,844	-	812,844	58,467,896
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,278,000
当期純利益	-	-	-	8,317,703
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	33,405	4,637	28,768	28,768
当期変動額合計	33,405	4,637	28,768	3,010,934
当期末残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

(2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

## (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
建物附属設備	301,414千円	313,759千円
車両	7,014	1,828
器具備品	450,664	469,335
計	759,093	784,943

## (損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
車両	-	169千円

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)
器具備品	1,787千円	5,271千円

3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2016年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
1株当たり配当額	1,250円
基準日	2016年3月31日
効力発生日	2016年6月24日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2017年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	20,957,403	20,957,403	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,499,770	6,515,850	16,079
投資有価証券			
満期保有目的の債券	15,613,017	15,730,180	117,162
その他有価証券	13,919,739	13,919,739	-



当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	19,824,114	19,824,114	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,102,076	7,115,800	13,723
投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,652,704	14,687,680	34,975
その他有価証券	19,735,292	19,735,292	-
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	103,394	103,394	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

ヘッジ会 計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッ ジ対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1 年超		
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,988,812	-	71,536	取引相手の金融機 関等より入手した TTM、割引レ ート等を基準として 算定した価格に よっております。
	新興国株価 指数先物 売建	投資 有価証券	1,022,464	-	31,858	決算日の市場価格 によっております。
合計			3,011,276	-	103,394	

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	20,957,403	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,500,000	15,600,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	1,543,642	10,698,606	1,611,564	1,136
合計	29,001,045	26,298,606	1,611,564	1,136

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	19,824,114	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,100,000	14,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	2,896,071	14,413,880	2,089,902	299,797
合計	29,820,185	29,063,880	2,089,902	299,797

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2017年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	22,112,787	22,246,030	133,242
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	22,112,787	22,246,030	133,242
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		22,112,787	22,246,030	133,242

当事業年度(2018年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	15,606,746	15,660,060	53,313
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,606,746	15,660,060	53,313
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,148,033	6,143,420	4,613
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,148,033	6,143,420	4,613
合計		21,754,780	21,803,480	48,699

## 2. その他有価証券

前事業年度（2017年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,850,740	5,806,313	44,426
	国債・地方債等	5,850,740	5,806,313	44,426
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,152,625	3,951,939	1,200,685
	小計	11,003,365	9,758,253	1,245,112
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,916,373	2,988,610	72,236
	小計	2,916,373	2,988,610	72,236
	合計	13,919,739	12,746,863	1,172,876

当事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,824,610	5,803,679	20,930
	国債・地方債等	5,824,610	5,803,679	20,930
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	7,066,429	5,762,409	1,304,019
	小計	12,891,039	11,566,089	1,324,949
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	6,844,252	7,045,700	201,447
	小計	6,844,252	7,045,700	201,447
合計		19,735,292	18,611,789	1,123,502

(注1) 投資信託受益証券等であります。

(注2) 非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 3．売却したその他有価証券

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	1,520,915	624,481	2,615
合計	1,520,915	624,481	2,615

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	344,430	201,537	107
合計	344,430	201,537	107

## 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券のその他について129,060千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,988,812	-	71,536	71,536
合計			1,988,812	-	71,536	71,536

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（2）株式関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	新興国株価 指数先物 売建	投資 有価証券	1,022,464	-	31,858	31,858
合計			1,022,464	-	31,858	31,858

（注1）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## （退職給付関係）

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2．簡便法を適用した確定給付制度

## （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,404,058 千円
退職給付費用	167,807
退職給付の支払額	52,223
退職給付引当金の期末残高	1,519,642

## （2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 167,807 千円

## 3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、50,618千円であります。

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2．簡便法を適用した確定給付制度

## （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,519,642 千円
退職給付費用	248,707
退職給付の支払額	85,817
退職給付引当金の期末残高	1,682,532

## （2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円



## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
<b>(流動資産)</b>		
繰延税金資産		
賞与引当金	230,314 千円	264,770 千円
未払事業税	63,109	138,553
その他	34,011	36,433
繰延税金資産合計	327,435	439,758
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	-	2,021
繰延税金負債合計	-	2,021
繰延税金資産の純額	-	437,736
<b>(固定資産)</b>		
繰延税金資産		
退職給付引当金	465,488	515,191
税務上の繰延資産償却超過額	3,415	3,662
役員退職慰労引当金	4,822	5,572
投資有価証券評価損	39,827	-
投資有価証券評価差額	22,140	61,683
その他	3,623	12,431
小計	539,318	598,542
評価性引当額	10	47
繰延税金資産合計	539,308	598,495
繰延税金負債		
特別分配金否認	34,979	9,827
投資有価証券評価差額	224,285	247,824
繰延税金負債合計	259,265	257,651
繰延税金資産(は負債)の純額	280,043	340,843

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有)直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,036,007	未収運用受託報酬	715,220
								投資助言報酬の受取	218,363	未収投資助言報酬	11,670

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,608,592	未収運用受託報酬	833,260
								投資助言報酬の受取	132,212	未収投資助言報酬	11,876

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	539,133円00銭	566,896円85銭
1株当たり当期純利益金額	69,552円73銭	76,697円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益	7,542,855千円	8,317,703千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	7,542,855千円	8,317,703千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）  
該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第24期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		16,832,015
有価証券		7,811,240
前払費用		391,082
未収委託者報酬		5,127,174
未収運用受託報酬		2,525,022
未収投資助言報酬		128,536
その他		107,156
流動資産合計		32,922,227
固定資産		
有形固定資産	1	187,242
無形固定資産		963,054
投資その他の資産		
投資有価証券		34,280,222
関係会社株式		66,222
長期前払費用		12,330
差入保証金		296,752
繰延税金資産		624,861
その他		87,983
投資その他の資産合計		35,368,373
固定資産合計		36,518,670
資産合計		69,440,898

## 負債の部

## 流動負債

預り金	64,326
未払収益分配金	4,755
未払手数料	2,135,600
未払運用委託報酬	677,962
未払投資助言報酬	703,959
その他未払金	240,364
未払費用	135,473
未払法人税等	1,864,808
前受投資助言報酬	46,905
賞与引当金	487,863
その他	2 322,922
流動負債合計	<u>6,684,941</u>

## 固定負債

退職給付引当金	1,775,803
役員退職慰労引当金	18,250
固定負債合計	<u>1,794,053</u>

## 負債合計

負債合計	<u>8,478,994</u>
------	------------------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	<u>8,281,840</u>
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	41,179,702
利益剰余金合計	<u>41,859,509</u>
株主資本合計	<u>60,141,349</u>

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	855,542
繰延ヘッジ損益	34,988
評価・換算差額等合計	<u>820,554</u>

## 純資産合計

純資産合計	<u>60,961,903</u>
-------	-------------------

## 負債・純資産合計

負債・純資産合計	<u>69,440,898</u>
----------	-------------------

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間	
(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	13,568,533
運用受託報酬	6,038,792
投資助言報酬	280,729
営業収益計	19,888,055
営業費用	9,556,598
一般管理費	1 4,238,947
営業利益	6,092,509
営業外収益	2 185,132
営業外費用	3 29,389
経常利益	6,248,253
特別利益	4 177,944
特別損失	5 88,650
税引前中間純利益	6,337,546
法人税、住民税及び事業税	1,753,243
法人税等調整額	137,604
法人税等合計	1,890,848
中間純利益	4,446,698

## (3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,000,103	5,000,103	5,000,103
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,446,698	4,446,698	4,446,698
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	553,405	553,405	553,405
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,179,702	41,859,509	60,141,349

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,000,103
中間純利益	-	-	-	4,446,698
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	76,103	39,625	36,478	36,478
当中間期変動額合計	76,103	39,625	36,478	516,926
当中間期末残高	855,542	34,988	820,554	60,961,903



## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	第24期中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの ...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

- ・「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更  
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## (中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	809,056千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
1. 減価償却の実施額 有形固定資産 無形固定資産	26,097千円 161,148千円
2. 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 金融派生商品収益 為替差益	105,286千円 34,405千円 29,067千円
3. 営業外費用のうち主要なもの 金融派生商品損失 控除対象外消費税	19,122千円 9,216千円
4. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益	176,855千円

## 5. 特別損失のうち主要なもの

投資有価証券償還損	67,862千円
投資有価証券売却損	20,219千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間  
 (自 2018年4月1日  
 至 2018年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,000,103	46,106	2018年3月31日	2018年6月22日

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	16,832,015	16,832,015	-
有価証券			
満期保有目的の債券	3,900,470	3,904,250	3,779
その他有価証券	3,910,770	3,910,770	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	16,550,241	16,575,020	24,778
その他有価証券	17,662,480	17,662,480	-
デリバティブ取引 ( )			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	19,122	19,122	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	53,035	53,035	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

投資有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額67,500千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (有価証券関係)

第24期中間会計期間末(2018年9月30日現在)

## 1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	12,704,305	12,737,900	33,594
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,704,305	12,737,900	33,594
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	7,746,407	7,741,370	5,037
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	7,746,407	7,741,370	5,037
合計		20,450,712	20,479,270	28,557

## 2. その他有価証券

	種類	取得原価または償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,802,359	5,815,900	13,540
	国債・地方債等	5,802,359	5,815,900	13,540
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	8,608,683	9,991,177	1,382,494
	小計	14,411,042	15,807,077	1,396,034
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	5,929,000	5,766,173	162,826
	小計	5,929,000	5,766,173	162,826
	合計	20,340,042	21,573,250	1,233,208

(注) 投資信託受益証券等であります。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株価指数先物関連

第24期中間会計期間末(2018年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以 外の取引	新興国株価 指数先物 売建	922,671	-	19,122	19,122
	合計	922,671	-	19,122	19,122

(注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

第24期中間会計期間末（2018年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,976,118	-	53,035	53,035
合計			1,976,118	-	53,035	53,035

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。



## （ 1 株当たり情報）

	第24期中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
1株当たり純資産額	562,130円27銭
1株当たり中間純利益金額	41,003円04銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	4,446,698千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	<u>4,446,698千円</u>
期中平均株式数	108千株

## （重要な後発事象）

第24期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

2018年3月20日に開催された臨時株主総会において、定款の「取締役会」にかかる条項に次の事項の追加が決議されました。

- ・当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

##### 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2018年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2018年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(資本金の額：2018年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
日本生命保険相互会社	1,350,000百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

#### (3) 投資顧問会社

##### a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

##### b. 資本金の額

2018年3月末現在、204,000米ドル（約21百万円。1米ドル = 106.24円）

(注) 資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

##### c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### （３）投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図（国内の短期金融資産を除きます）を行います。

## 3【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

## 第3【その他】

- （１）目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （２）届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- （３）投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
  - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
  - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- （４）目論見書に以下の内容を記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- （５）目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- （６）目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- （７）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2018年6月4日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年4月24日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイバランスアクティブの2018年9月21日から2019年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイバランスアクティブの2019年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年11月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。